

第4章 震災応急対策計画

第1節 活動体制計画

〔方針・目標〕

- 震度5弱以上の地震の発生により、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、迅速な情報収集及び対応が可能な体制をとる。
- 震度4の地震の発生の場合は、準備体制を敷き、本部体制に準じた対応がとれるよう備える。
- 警戒宣言等の東海地震関連情報にも対応し、混乱防止等に対応する体制をとる。

第1 市本部の設置・廃止

| | |
|-------|------------------|
| 市担当部班 | 本部事務局 |
| 関係機関 | 北部地域振興センター、熊谷警察署 |

熊谷市災害対策本部又は熊谷市災害警戒本部（以下「本部」という。）の設置等は、次のように行う。

1 本部の設置・廃止の基準

本部の設置及び廃止の基準は、次のとおりである。

■本部の設置・廃止基準

| | 災害警戒本部 | 災害対策本部 |
|----|---|--|
| 設置 | (1) 市内において震度5弱の地震が観測されたとき。〔自動設置〕 (2) 東海地震注意情報が発表されたとき。 (3) その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。 | (1) 市内で震度5強以上の地震が観測されたとき。〔自動設置〕 (2) 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき。 (3) その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。 |
| 廃止 | (1) 災害対策本部を設置したとき。 (2) 災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたとき。 | 災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたとき。 |

2 本部の設置・廃止の決定

自動設置の場合を除き、本部の設置の決定については次のとおりとする。

- (1) 部長等は、本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監を通じて、市長に本部の設置を要請する。
- (2) 危機管理監は、部長等から要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部の設置を要請する。
- (3) 市長が不在の場合は、①副市長、②危機管理監 の順に代行する。

3 設置・廃止の通知

本部を設置し、又は廃止した場合、危機管理監は、電話その他適当な方法により、各部長、県知事、市防災会議の委員、報道機関、その他関係機関に周知するとともに、市民等に広報す

る。なお、通知の際は、必要に応じて関係機関等に対し、本部連絡員の派遣を要請する。

4 準備体制

危機管理監は、次のような場合は、市本部設置に備えた準備体制をとり、活動を指揮する。

- (1) 市内において、震度4の地震が観測されたとき。〔自動設置〕
- (2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。

■準備体制での活動内容

| | |
|------------|------------------|
| ◇情報の収集及び伝達 | ◇被害状況の把握及び県等への報告 |
| ◇広報活動 | ◇所管施設の点検、応急措置等 |

5 業務継続計画（BCP）に基づく業務の実施

市内において震度5強以上の地震が観測されたとき、又はその他の被害状況により市長が必要と認めたときは、「熊谷市業務継続計画<地震編>」に基づき、限られた人的及び物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務等の非常時優先業務を最優先に実施する。

6 災害救助法が適用された場合の体制

市は、本市に災害救助法が適用された場合は、県知事から委任を受け、災害救助法に基づく救助事務を実施（又は県の実施する救助事務を補助）するものとする。

→ 本章 第23節「事前措置及び応急措置等」第2「救助法の適用要請」参照

【様式編】5 配備通知書

第2 市本部の開設・運営

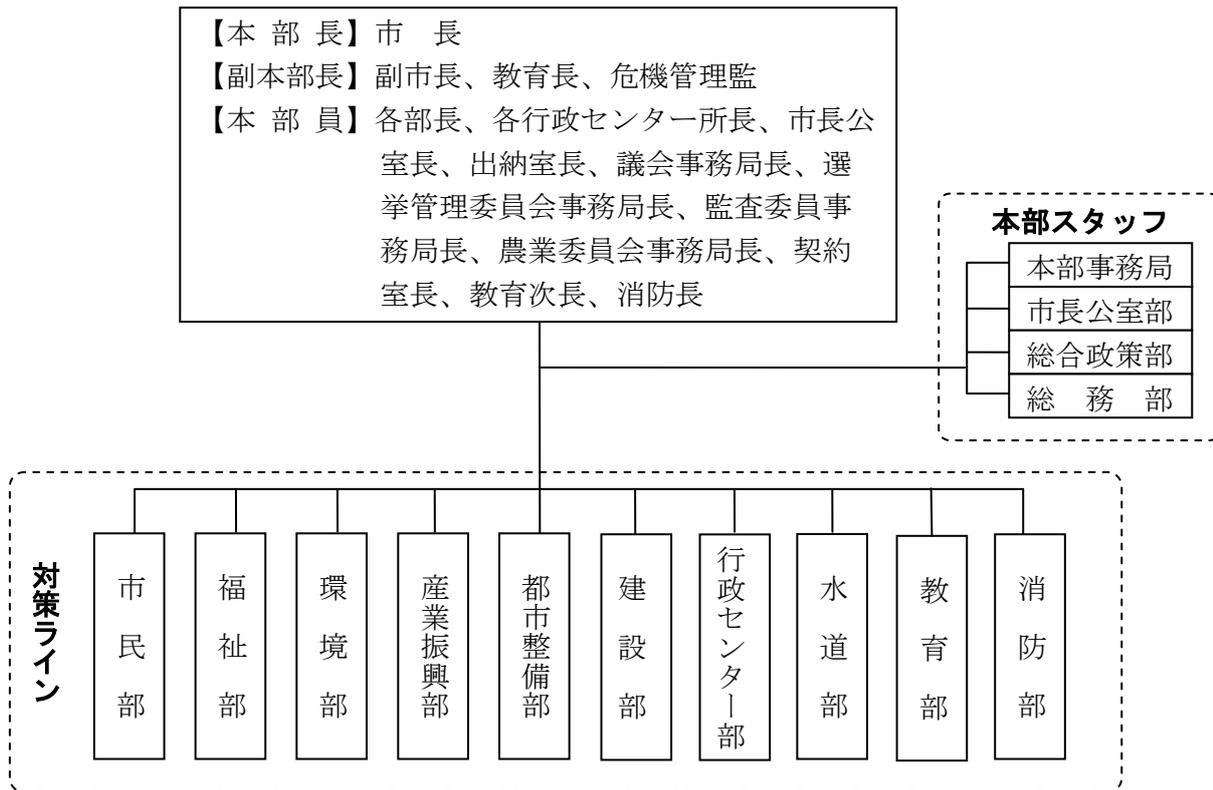
| | |
|-------|----------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、総合政策部情報班 |
| 関係機関 | |

1 本部の開設

本部の設置場所は、原則として、市本庁舎の会議室302又は303若しくは議会棟委員会室内とする。ただし、建物の被災等により本庁舎内に設置できない場合は、①熊谷地方庁舎、②その他の公共施設等の順に移設先を検討し、本部長の判断により移設する。

2 組織

本部の組織及び事務分掌は、熊谷市災害対策本部条例及び熊谷市災害対策本部に関する規程の定めるところによる。



なお、災害警戒本部は、災害対策本部に準じた組織体制とする。

■本部体制での活動内容

| | |
|----------------|----------------|
| ◇情報の収集及び伝達 | ◇被害状況の把握及び報告 |
| ◇関係機関との連絡及び調整 | ◇災害危険箇所の警戒及び巡視 |
| ◇所管施設の点検及び応急措置 | ◇被害への応急対応 |
| ◇広報活動 ほか | |

3 本体会議

災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は、本体会議を随時招集する。本体会議は、本部長、副本部長、本部長で構成し、本部長が議長を務める。

なお、本部長に事故のある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

4 班長会

本部長は、必要があると認めるときは、班長会を設置する。

班長会は、本部スタッフ及び各対策部の班長をもって構成し、副本部長が指揮をする。

5 現地災害対策本部

本部長は、災害現場の近くに対策拠点を設ける必要があると認めるときは、分庁舎又は現場付近の公共施設等に、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、副本部長が指揮をとる。

6 国・県の現地対策本部との連携

国や県の現地災害対策本部が市内に設置された場合は、それらと連携して、効果的な災害対

策を行う。

【資料編】14 災害時事務分掌

第3 関係機関の活動体制

| | |
|-------|-------|
| 市担当部班 | 本部事務局 |
| 関係機関 | 各機関 |

各防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える。

また、市本部への助言、本部との密接な連携及び情報交換のため、市本部への本部連絡員の派遣に努める。

第2節 動員配備計画

〔方針・目標〕

- 職員の動員配備は、震度情報に応じて指示なしに参集する「自動配備」を原則とする。
- 震度6弱以上の地震が発生した場合は、全員が参集する体制とする。

第1 市職員の動員・配備

| | |
|-------|----------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、総務部庶務職員班 |
| 関係機関 | |

1 配備の決定準備体制

自動配備の場合を除き、震度計の数値や気象庁による地震情報等に関する危機管理監の報告に基づき、市長が必要な配備態勢を判断する。

■ 配備態勢と判断基準

| 配備態勢 | | 判断基準 | 配備職員 |
|----------|------|--|------------------|
| 準備体制 | 1号配備 | ①市内において震度4の地震が観測されたとき。 ②東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき。 ③その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。 | 危機管理室、所要の職員 |
| 災害警戒本部体制 | 2号配備 | ①市内において震度5弱の地震が観測されたとき。〔自動配備〕 ②東海地震注意情報が発表されたとき。 ③その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。 | 関係課所の係長以上、所要の職員 |
| 災害対策本部体制 | 3号配備 | ①市内において震度5強の地震が観測されたとき。〔自動配備〕 ②東海地震予知情報及び警戒宣言が発表されたとき。 ③その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。 | 関係課所の係長以上、応急対策要員 |
| | 4号配備 | ①市内において震度6弱以上の地震が観測されたとき。〔自動配備〕 ②その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。 | 全職員 |

2 職員の動員

ア 勤務時間内

地震が発生した場合、総務部長は、速やかに震度及び該当する配備レベルについて庁内放送するとともに、各部長に配備態勢を伝達する。なお、出先や外出中の職員等へは、各部長から伝達する。

イ 勤務時間外

地震が発生した場合、各職員は、テレビ、ラジオ等により市内の震度を確認し、震度5弱以上の場合は、自動配備の態勢をとる。また、震度の発表がない場合でも、体感や周囲の状況等から、「気象庁震度階級解説関連表」に照らして市内における震度が5弱以上と推定できる場合は、その震度に相当する配備態勢をとる。

自動配備以外の場合は、総務部長から各部長へ連絡し、各職員へは各部の連絡網により伝達するとともに、職員安否確認参集メールにより伝達する。

3 動員区分及び動員人員

職員の配備先は、勤務場所とする。

ただし、勤務場所以外の場所に動員させる場合は、所属長が指示する。

4 職員動員の報告

各課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、所属部長を通じて、職員課長（庶務職員班長）に報告する。

職員課長は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて市長（本部長）に報告する。なお、報告の時期については、本部長の指示によるものとする。

5 職員の服務

すべての職員は、次の事項を遵守する。

- (1) 配備についていない場合も、常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- (2) 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- (3) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- (4) 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで、退庁せずに待機する。
- (5) 災害現場に出動する場合は、腕章及び名札を着用し、また、自動車には標旗及び標章を使用する。
- (6) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

6 参集時の留意事項

- (1) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの分庁舎に参集する。
また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段により、その旨を所属の長又は最寄りの施設の責任者に連絡する。
- (2) 災害のため、緊急に参集する際は、作業服又は作業に適する服装を着用するとともに、特に指示があった場合を除き、食料3食分、飲料水、ラジオ及び懐中電灯を携行する。
- (3) 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに、参集場所の責任者に報告する。

7 職員の管理

(1) 職員の被災状況の確認

総務部庶務職員班は、職員安否確認参集メールを活用し、職員及びその家族の被災状況を確認する。

(2) 職員の配置調整及び交代要員の確保

総務部庶務職員班は、各班の参集状況及び業務量を把握し、職員の人員配置の調整を行う。また、24時間継続して従事する必要がある業務を把握し、状況に応じて交代要員を確保する。また、不眠不休で対応している班や職員がないよう注意するとともに、随時、調整を行う。

(3) 職員の健康管理及び給食等

総務部庶務職員班は、職員の健康管理、メンタルケア等に必要な措置を講じるとともに、各班長は、各班員の健康及び勤務状態を常に配慮し、調整等の措置等が必要な場合は、各班の部長を通じて総務部に報告する。

また、職員の参集状況等を把握し、職員用の食糧及び飲料水を確保する。なお、確保する

際は、食糧の調達を担当する産業振興部と調整を行うものとする。

- 【資料編】 15 災害時配備体制
- 16 腕章及び標旗
- 【様式編】 4 配備発令書
- 5 配備通知書
- 6 動員人員調査票
- 7 動員職員調査票
- 8 動員職員名簿
- 13 本部長指令

第2 関係機関の動員配備

| | |
|-------|-------|
| 市担当部班 | 本部事務局 |
| 関係機関 | 各機関 |

各防災関係機関は、地震が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための配備態勢をとり、必要な職員を速やかに動員する。

第3節 自衛隊災害派遣要請・相互応援協力計画

[方針・目標]

- 発災後1時間以内に自衛隊の派遣要請ができるよう、被災状況等を収集し、判断する。
- 大規模災害の場合は15分以内、震度6強以上の地震が発生した場合は直ちに要請することを基本とする。
- 大規模災害の場合は、市単独では対応が困難であるため、消防機関、協定先の自治体等の応援を要請し、連携して効果的な対策を実施する。

第1 自衛隊災害派遣要請

| | |
|-------|-------|
| 市担当部班 | 本部事務局 |
| 関係機関 | 自衛隊 |

1 災害派遣活動の要件

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の三つの要件を勘案して行う。

■災害派遣活動の要件

◇緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

◇公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

◇非代替性の原則

自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2 災害派遣要請の依頼

(1) 市長の災害派遣要請依頼

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、県知事に対し、文書により災害派遣の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭により、次の事項を明らかにして要請を依頼し、事後、速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等により県知事に依頼できないときは、直接、最寄りの自衛隊の部隊の長に通知し、事後、所定の手続を行う。

■災害派遣要請の手続

| | |
|---------|--|
| 提出（連絡）先 | 県危機管理防災部危機管理課 TEL 048(830)8131 FAX048(830)8129 防災無線（地上系）TEL 83-6-8131 FAX 83-6-8129 〃（衛星系）TEL 84-200-6-8131 FAX 84-200-6-8129 |
| 連絡方法 | 文書（ただし、緊急を要する場合は、電話又は無線で行い、事後、文書を送付） |
| 要請事項 | ◇災害の状況及び派遣を要請する事由 ◇派遣を希望する期間 ◇派遣を希望する区域及び活動内容 ◇その他、参考となるべき事項 |

■緊急の場合の連絡先

| 部隊名 (駐屯地等) | 連絡責任者 | | 電話番号 |
|------------------------------|----------------------|---------------------------|--|
| | 時間内 | 時間外 | |
| 陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮) | 第3科長 | 部隊当直司令 (連隊夜間当直) | 大宮 (048) 663-4241~5 内線 435~439 時間外 402 |
| 陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬) | 第3部長 又は防衛 班長 | 第1師団司令部 当直長 駐屯地当直司令 | 東京 (03) 3933-1161 内線 230・238・239 時間外 230 (第1師団司令部当直長) 301・302 (駐屯地当直司令) |
| 航空自衛隊 中部航空方面隊 司令部 (入間) | 運用第2 班長 | 中空司令部 当直幕僚 | 狭山 (04) 2953-6131 内線 2233 時間外 2204 |
| 海上自衛隊 横須賀地方総監 部 (横須賀) | 防衛部長 又は第3 幕僚室長 | オペレーション 室 当直幕僚 | 横須賀 (046) 822-3500 内線 2210・2213・2224 時間外 (046) 822-3503 内線 2310 |

(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- ◇関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ◇知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ◇航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- ◇その他上記に順じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

3 災害派遣部隊の受入体制の確保等

(1) 受入体制

本部事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

■自衛隊の受入体制

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 作業計画の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ◇作業箇所及び作業内容 ◇作業箇所別の必要人員及び必要器材 ◇作業箇所別の優先順位 ◇作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ◇部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 |
| 資機材の準備 | <ul style="list-style-type: none"> ◇総務部が取りまとめ等統括する。 ◇必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係るのある管理者の理解を取りつける。 |

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 自衛隊集結候補地 | 熊谷スポーツ文化公園 (状況により、被害箇所近くの公共用地) |
| 設備の準備 | ◇本部事務室 ◇宿 舎 ◇資材置き場 ◇駐車場 ◇ヘリコプター発着場 |
| 連絡窓口 | ◇本部事務局に連絡窓口を一本化する。 ◇自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。 |

(2) 自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の支援活動

| | |
|------------------|--------------------|
| ◇被害状況の把握 | ◇避難者の誘導及び輸送 |
| ◇遭難者の捜索及び救助 | ◇水防活動 |
| ◇消防活動 | ◇道路又は水路等交通上の障害物の除去 |
| ◇診察、防疫、病虫害防除等の支援 | ◇通信支援 |
| ◇人員及び物資の緊急輸送 | ◇炊飯及び給水支援 |
| ◇救援物資の無償貸付又は贈与 | ◇交通規制の支援 |
| ◇危険物の保安及び除去 | ◇予防派遣 |
| ◇その他 | |

(3) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、県知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収の要請を行う。

3 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は、おおむね以下のとおりとする。その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

■負担経費

| |
|---|
| ◇救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費 |
| ◇宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料 |
| ◇宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等 |
| ◇救助活動実施の際に生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。） |

【様式編】9 自衛隊災害派遣要請書

10 自衛隊災害派遣撤収要請書

第2 地方公共団体等への応援要請

| | |
|-------|-----------|
| 市担当部班 | 本部事務局、消防部 |
| 関係機関 | |

1 応援要請のための判断基準

応援要請のための判断は、おおむね次のような事態を目安とする。

■判断基準の目安

- ◇震度6強以上の大規模地震災害であるとき。
- ◇市では困難な、又は特殊な対応を要する状況であるとき。
- ◇隣接した市町への避難が効果的であるとき。
- ◇被害の全体像が不明であるが、甚大な地震災害であると推測される時。

2 応援の要請

(1) 県、指定地方行政機関等への応援要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事又は指定地方行政機関等に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■県への応援要請手続

| | |
|-------|---|
| 要 請 先 | 県危機管理防災部消防防災課 |
| | 指定地方行政機関又は指定公共機関（あっせんを求める場合は県） |
| | 消防庁長官（緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡がとれない場合） |
| | 報道機関（要請先：勤務時間中は県危機管理防災部消防防災課、休日及び夜間は防災行政無線室） |
| 連絡方法 | 下記の表に掲げる事項を明記した文書 (ただし、緊急を要し、文書によることが困難なときは、口頭又は電話、無線等により行い、事後、速やかに文書を送付する。) |

■県等への応援要請手続上必要な事項

| 要請の内容 | 事 項 | 根拠法令 |
|---|---|---|
| 県への応援の要請 又は応急措置の実施の要請 | <ul style="list-style-type: none"> ◇災害の状況 ◇応援（応急措置の実施）を要請する理由 ◇応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ◇応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ◇応援を必要とする活動の内容（必要とする応急措置の内容） ◇その他必要な事項 | 災対法第68条 |
| 指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又はあっせんの要求 | <ul style="list-style-type: none"> ◇派遣要請又は派遣のあっせんを求める理由 ◇派遣要請又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ◇派遣を必要とする期間 ◇派遣される職員の給与その他勤務条件 ◇その他参考となるべき事項 | 派遣：災対法第29条 あっせん：災対法第30条 地方自治法第252条の17 |

| 要請の内容 | 事 項 | 根拠法令 |
|---|--|----------------|
| 消防庁長官への緊急消防援助隊の応援の要請 | ◇災害の状況（負傷者及び要救助者の状況） ◇応援要請を行う消防隊の種別及び人員 | 消防組織法 第44条 |
| <u>NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブへの放送要請の要求</u> | ◇ <u>放送要請の理由</u> ◇ <u>放送事項</u> ◇ <u>放送を希望する日時及び送信系統</u> ◇ <u>その他必要な事項</u> | <u>災対法第57条</u> |

(2) 他市町村への応援要請

本部長は、相互応援協定を締結している市町村に、各種応援を要請する。

(3) 協力協定等締結団体等への応援要請

本部長は、協力協定等を締結している市内団体、事業所等に、各種協力を要請する。

【資料編】46 応援協定

47 消防応援協定

第3 応援受入体制の確保

| | |
|-------|--------------------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、総務部庶務職員班、都市整備部、消防部 |
| 関係機関 | |

1 地方公共団体からの応援受入

総務部庶務職員班は、他の地方公共団体からの応援について、県と相互に連絡を密にし、以下の事項に留意し、有効な活動ができるよう、体制の確保に努める。

■地方公共団体からの応援活動

- ◇災害救助に関する業務(例:消防、警察及び自衛隊の輸送手段、交通路の提供及び確保等)
- ◇医療応援に関連する業務(例:医療班、航空機及び空港の提供等)
- ◇被災生活の支援等に関連する業務(例:物資の応援、応急危険度判定等)
- ◇災害復旧・復興に関連する業務(例:被災者の一時受入れ及び職員の派遣による事務補助)
- ◇その他災害応急対策(国との防災訓練により検証がなされている業務等)

■受入体制の確保

- ◇関係機関との相互協力により、本部事務局が受入窓口となって総合調整するとともに、関係各部が他の地方公共団体の職員を受け入れる。
- ◇応援職員に関する宿舎の確保等のバックアップ業務は、総務部が行う。

■応援受入の対応

| |
|----------------|
| ◇受入窓口の明確化 |
| ◇応援の範囲又は区域の明確化 |
| ◇担当業務の明確化 |
| ◇応援の内容の明確化 |
| ◇交通手段及び交通路の確保 |

2 広域的応援受入のための活動拠点施設

市域における広域的応援受入のための活動拠点施設は、以下のとおりである。

■活動拠点

| 名称 | 所在地 | 面積 (㎡) | 主な活動用途 | 避難場所 指定有無 | 埼玉県地 域防災計 画 | 緊急消防 援助隊埼 玉県受援 計画 |
|----------------------------|-------------|-----------|---|--------------|-------------------|----------------------------|
| 熊谷スポーツ文化公園 ※園内の一部熊谷防災基地 | 上川上ほか | 883,000 | 防災活動拠点（物資の備蓄集配機能及び避難場所） 防災基地（物資の備蓄集配機能及び活動要員の集結機能） 自衛隊・緊急消防援助隊集結地 | ○ | □ | △ |
| 埼玉県文化財収蔵施設 | 船木台 4-4-1 | 24,641 | 警察・消防応援隊 | | □ | △ |
| 妻沼東運動公園 | 上須戸 952 | 23,521 | 警察応援隊 | ○ | □ | |
| 江南庁舎駐車場 | 江南中央 1-1 | 10,335 | 警察応援隊 | | □ | |
| 別府沼公園 | 西別府 1456 | 171,000 | 警察・消防・自衛隊派遣隊 | ○ | | △ |
| 妻沼運動公園 | 飯塚 200 | 101,230 | 消防応援隊 | ○ | □ | |
| 妻沼中央公民館 | 妻沼東 1-1 | 16,397 | 自衛隊派遣部隊 | ○ | □ | |
| さくらリバーサイドパーク | 相上・玉作 | 7,817 | 警察・消防応援隊 | | | △ |
| 航空自衛隊熊谷基地 | 拾六間 839 | 561,000 | 自衛隊派遣部隊 | | | △ |
| 総合教育センター江南支所 | 御正新田 1355-1 | 200,889 | 警察・消防・自衛隊派遣隊 | | □ | △ |
| 熊谷さくら運動公園 | 小島 157-1 | 306,000 | 警察・消防・自衛隊派遣隊 | ○ | | △ |
| 江南総合公園 | 板井 377-1 | 126,000 | 警察・消防・自衛隊派遣隊 | ○ | | △ |

【凡例】○：避難場所指定あり

□：埼玉県地域防災計画活動拠点

△：緊急消防援助隊埼玉県受援計画活動拠点

第4 広域応援の実施

| | |
|-------|------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、所管各部 |
| 関係機関 | |

本部事務局は、他市町村で発生した災害において、当該他市町村の自力による応急対策等が困難な場合には、災害対策基本法及び相互応援協定に基づき、次の物的及び人的応援を迅速、かつ的確に実施する。また、県が行う広域応援活動に協力するものとする。

■実施事項

◇応急対策活動

- ・ 県後方応援本部が実施する応援活動への協力
- ・ 緊急消防援助隊の派遣
- ・ 活動拠点等における救出救助活動
- ・ 広域応援要員の派遣
- ・ 広域一時滞在者の受入れ
- ・ 被災市町村のがれき処理への協力
- ・ 環境衛生（し尿処理又はごみ処理）支援

◇復旧・復興

- ・ 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行等）
- ・ ライフライン施設の復旧活動支援
- ・ 他市町村からの火葬依頼への対応
- ・ 空き工場、作業場等に関する情報提供又は斡旋の協力
- ・ 被災者の生活支援
- ・ 政府の災害対応及び業務継続への支援

第4節 地震情報等の収集

〔方針・目標〕

- 地震発生とともに、被害情報を一元的に管理する体制を確立し、災害対策本部内で情報の共有化を図る。

第1 地震情報等の収集伝達・周知

| | |
|-------|---------|
| 市担当部班 | 本部事務局 |
| 関係機関 | 熊谷地方気象台 |

1 気象庁が発表する地震に関する情報

(1) 地震情報

気象庁は、次の地震情報を発表する。

■地震情報の種類

| 種類 | 内容 |
|--------------|---|
| 震度速報 | 地震発生約1分30秒後、震度3以上の、全国188に区分した地域名（熊谷市は「埼玉県北部」）及び地震の発生時刻を発表 |
| 震源に関する情報 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はなし」を付加して発表 |
| 震源及び震度に関する情報 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名及び市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表 |
| 各地の震度に関する情報 | 震度1以上を観測した地点（熊谷市内は、「桜町」「宮町」「大里」「妻沼」「江南」）のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 |
| その他の情報 | <u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等</u> を発表。 |

(2) 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づき各地の主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報で、気象庁では、平成19年10月1日から一般への提供を開始した。

緊急地震速報は、緊急地震速報提供事業者を介して受信する専用端末や表示ソフトをインストールしたパソコン等への配信を希望する事業者へ提供を行うほか、携帯電話会社を経由した一般への配信が計画されており、例えば、NHKは、テレビやラジオにて、次の内容で放送することになっている。

また、市では、気象庁から伝達を受けた緊急地震速報を、自動起動により市防災行政無線で住民等へ伝達する。

■緊急地震速報の放送イメージ

| 区 分 | | あ ら ま し |
|------|-----|---|
| 放送形式 | | ◇すべての放送波で速報（全国放送） ◇テレビではスーパーインポーズ（地図付き、1画面で表記） ◇ラジオでは放送を中断して音声で速報 |
| 放送内容 | テレビ | ◇気象庁が発表する震度5弱以上が推定される地震 ◇緊急地震速報のタイトル、地震が起きた場所、強い揺れへの警戒呼びかけ、強い揺れの対象地域 ◇緊急地震速報用に独自制作のチャイム音を使用 |
| | ラジオ | ◇基本的にテレビと同内容 ◇緊急地震速報用に独自制作のチャイム音を使用 |

2 気象情報、水防活動用気象注意報・警報、洪水予報その他風水害等防災情報

→第3章「風水害応急対策計画」第4節「警報及び注意報伝達計画」参照

※ ただし、大規模地震後における気象情報については、気象台は、おおむね従来の発令基準より安全側にした暫定基準をもって行うこととしている。

第2 異常な現象発見時の通報

| | |
|-------|---------|
| 市担当部班 | 所管各部 |
| 関係機関 | 熊谷地方気象台 |

→第3章「風水害応急対策計画」第4節「警報及び注意報伝達計画」第2「異常な現象発見時の通報」参照

第5節 災害情報通信計画

[方針・目標]

- 本部スタッフに、情報収集及び分析を行う情報管理センターを設け、情報の一元管理を行う。
- 市民への情報伝達は、市防災行政無線・広報車の他、在宅の避難行動要支援者へのファクシミリ又は防災情報メール、学校及び幼稚園への学校防犯メール等の多様な手段を活用する。
- 地震発生直後に、県災害対策本部等に第一報を通報し、災害状況を迅速に発信する。

第1 災害情報の収集・報告

| | |
|-------|----------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、総合政策部情報班 |
| 関係機関 | 各機関 |

1 情報統括責任者の選任

本部長は、総合政策部長を情報統括責任者に選任し、災害情報を一元的に集約し、それを活用し、及び記録する体制を確保するよう指示する。

なお、情報統括責任者の選任の結果について、県現地災害対策本部又は支部に充てられる北部地域振興センター又は熊谷県税事務所に報告する。

2 情報収集体制の確保

(1) 総合政策部長は、情報統括責任者として、被害軽減のための災害応急対策実施のために時宜に適した被害報告の収集及び報告を図るため、以下の点について決定し、各部の長等に対し、速やかに復命するよう指示する。

- ア 各部局における情報の収集及び報告に関する責任者並びに調査員の常設
- イ 報告用紙の確認又は配布
- ウ 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等に関する打合せ
- エ 情報収集機器の確認又は調整若しくは補充
- オ 情報機器要員の確認又は調整、配置等

(2) 総合政策部情報班は、次の方法により、迅速に市域の被災状況を把握する。

- ア 市職員（参集途上の職員を含む。）のカメラ、携帯電話等による位置情報付き画像の電子メール送信及び紙文書（参集途上における被害状況等報告書）による報告
- イ 自主防災組織、地域住民等からの情報収集
- ウ 災害時協定締結事業者等からの情報収集

3 地震災害時に収集すべき情報

(1) 発災段階で収集すべき情報の例示

| 情報項目 | 情報の内容 | 収集時期 | 収集源 |
|-------|--|-----------------|--|
| 発災情報 | <ul style="list-style-type: none"> ◇市街地火災の発生の有無及び延焼状況 ◇非木造建物被災の有無及び被災状況 ◇木造建物の被災状況 ◇河川堤防の被災状況（亀裂、欠け崩れ等） ◇がけ崩れ等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ◇ため池の被災状況（亀裂、欠け崩れ等） ◇発災による物的及び人的被害に関する情報 | 発災状況の 覚知後即時 | <ul style="list-style-type: none"> ◇市等巡視警戒員 ◇消防及び警察 ◇各公共施設の管理者等 ◇自主防災組織及び住民 （被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域ごと） ◇バス、タクシー、運送業者等 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ◇ライフライン（電気、ガス、電話、通信施設、上水道及び下水道）の被災状況 ◇応急対策の障害となる各道路、橋梁、鉄道等の被災状況 | 被災後、被害状況が把握された後 | <ul style="list-style-type: none"> ◇各ライフライン関係機関 ◇公共交通機関 ◇道路管理者 |
| 住民の動向 | <ul style="list-style-type: none"> ◇発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） | 避難所設置 報覚知後 | <ul style="list-style-type: none"> ◇避難所施設管理者、勤務要員 ◇警察 ◇自主防災組織 |

(2) 大規模地震発生時点以降の警戒体制において収集すべき情報の例示

| 情報項目 | 情報の内容 | 収集時期 | 収集源 |
|------------|---|----------------------|---|
| 地震情報 | <ul style="list-style-type: none"> ◇緊急地震速報 ◇震度速報 | 発表後即時 | 気象庁 |
| 予報及び警報 | <ul style="list-style-type: none"> ◇予報及び警報の内容 ◇予想される降雨量及び災害の程度 | 発表後即時 | 熊谷地方气象台 |
| 危害危険箇所等の情報 | <ul style="list-style-type: none"> 河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ◇河川の氾濫の予想される時期及び箇所 ◇土砂災害の予想される箇所の前兆現象 | 異常覚知した 後即時 | <ul style="list-style-type: none"> ◇市等巡視警戒員 ◇自主防災組織及び住民 |
| 住民の動向 | <ul style="list-style-type: none"> ◇警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） | 避難所を設置した旨の 連絡報覚知後 | <ul style="list-style-type: none"> ◇避難所施設管理者 ◇避難所施設勤務要員 ◇消防及び警察 ◇自主防災組織 |

4 県、国への報告

県及び国への報告は、県地域防災計画の定めるところ及び「火災・災害等速報要領」に基づき、本部事務局が行う。

(1) 地震発生時の通報

本部事務局は、市内で震度4を記録した場合、被災状況を県に報告する。

ただし、震度5強以上を記録した場合については、第一報を県及び国（消防庁）に、原則として30分以内で、可能な限り速やかに報告する。

なお、第一報は、庁舎及び周辺地域の被災の有無、参集途上に知り得た被害の状況等、その時点で把握した限りの内容でよいものとする。

(2) 県への報告

県への通常の報告は、防災情報システム端末操作により行うが、地震災害時の状況により、現地災害対策本部支部経由で行う。

また、有線電話等の通信連絡が可能な場合の部門別各種被害情報は、それぞれ所管する県各部局地域機関経由で行う。

報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。その他、以下のとおり行う。

■報告の種類・手順等

| 報告の種類 | | 報告の手順 | 報告先 |
|-------|------|---|--|
| 被害速報 | 発生速報 | ◇被害の発生直後に行う。 ◇埼玉県防災情報システムに必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第1号「発生速報」に必要事項を記載し、防災行政無線のファクシミリ等により報告する。 | 県消防防災課 勤務時間外においては危機管理防災部当直 ○勤務時間内 電話 048-830-8181（直通） FAX 048-830-8159 防災無線電話 83-6-8181 防災無線 FAX 83-6-8159 ○勤務時間外（危機管理防災部当直） 電話 048-830-8111（直通） FAX 048-830-8119 防災無線電話 83-6-8111 防災無線 FAX 83-6-8119 |
| | 経過速報 | ◇特に指示する場合のほか、2時間ごとに行う。 ◇埼玉県防災情報システムに、逐次必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第2号「経過速報」に必要事項を記載し、防災行政無線のファクシミリ等により報告する。 | |
| 確定報告 | | ◇災害応急対策終了後7日以内に行う。 ◇「確定報告記入要領」に基づき様式第3号「被害状況調」に必要事項を記載し、文書により報告する。 | |

(3) 国への報告

県へ報告できない場合及び震度5強以上の地震が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁に対しても報告を行う（覚知後30分以内）。

■報告先

| | | 平日（9：30～18：15） 消防庁応急対策室 | 休日・夜間（左記以外） 宿直室 |
|--------------|-----|----------------------------|---------------------|
| NTT回線 | 電話 | 03-5253-7527 | 03-5253-7777 |
| | FAX | 03-5253-7537 | 03-5253-7553 |
| 消防防災行政無線 | 電話 | TN-90-49013 | TN-90-49102 |
| | FAX | TN-90-49033 | TN-90-49036 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 電話 | 84-048-500-90-49013 | 84-048-500-90-49102 |
| | FAX | 84-048-500-90-49033 | 84-048-500-90-49036 |

- 【様式編】
- 1 発生速報
 - 2 経過速報
 - 3 被害状況調・被害報告判定基準
 - 12 災害情報記録用紙

第2 災害通信計画

| | |
|-------|-------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、総合政策部 |
| 関係機関 | 各機関 |

→第3章「風水害応急対策計画」第5節「災害情報通信計画」第2「災害通信計画」参照

第6節 災害広報広聴計画

〔方針・目標〕

- 市民への災害情報は、防災行政無線、市ホームページ、ケーブルテレビ、メール、広報紙等、利用可能な媒体を活用して行う。
- 要配慮者には、文字情報（ファクシミリ、広報紙等）、手話、点字等を用いるなど配慮する。
- 発災後から、報道機関を通じて、市民への情報伝達や全国への支援要請等を発信する。

第1 災害広報資料の収集

| | |
|-------|----------|
| 市担当部班 | 総合政策部情報班 |
| 関係機関 | 各機関 |

総合政策部情報班は、災害広報活動を行うために必要な資料として、次に掲げるものを取りまとめ、又は関係機関等の協力を得て収集する。

■広報活動の資料

| |
|--|
| <p>〔被害報告に類するもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇市各部がとりまとめた被害状況に関する情報 ◇県、国、関係機関等から収集した被害状況に関する情報 ◇総合政策部の撮影記録係を派遣して撮影した災害写真及び災害映像 （この場合、被害のみを過度に強調することなく、全体の中の被害であることに留意。） ◇県の地域機関、市町村、報道機関その他の機関、住民等が取材した写真及び映像 ◇報道機関等による災害現地の写真 <p>〔災害応急対策活動実施状況に類するもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇市各部がとりまとめた応急対策活動実施状況に関する情報 ◇県、国、関係機関等から収集した応急対策活動実施状況に関する情報 ◇鉄道及びバス、道路、ライフライン等復旧状況又は復旧見込み ◇市、県、国、関係機関等が実施する被災者向け救援対策メニュー ◇救出、救助等、災害応急対策活動を取材した写真、その他 |
|--|

第2 住民への広報

| | |
|-------|---------------------------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、総合政策部広報広聴班、各行政センター一部総務税務班 |
| 関係機関 | (株)ジェイコム北関東（熊谷局）、(株)テレビ埼玉 |

1 市、県及び関係機関の行う広報活動及び広報内容

総合政策部広報広聴班、本部事務局、各行政センター一部は、住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法により提供する。

なお、広報車や固定系防災行政無線等により放送する場合は、次の点に留意する。

- (1) 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。
- (2) 分かりやすい言葉を使う（住民に浸透していない用語を使わない。）。
- (3) 避難勧告等の緊急情報は、結論や要点を、簡潔ではっきりとした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。
- (4) 広報車による広報を行う場合は、広報担当者の安全確保に留意して実施する。

■主な広報媒体

| 種別 | 媒 体 | 所 管 する 機 関 |
|-------------|---|--------------------------|
| 同 報 系 | 防災行政無線（固定系） | 市 |
| | 広報車による巡回放送 | 市（消防本部及び消防団を含む。）、 警察署 |
| | 同報メール配信（エリアメール、緊急速報メール、メール配信サービス） | 市、県 |
| | ラジオ放送及びテレビ放送 | 放送事業者 |
| 更 新 系 | ホームページ、災害情報ブログ、ツイッター、フェイスブック等への掲示、テレビ埼玉のデータ放送 | 市、防災関係機関 |
| 紙 面 系 | 広報誌及びチラシの発行 | 市 |
| | 公共（施設等）の掲示板 | 市、防災関係機関 |
| | 新聞記事 | 報道機関 |

■主な広報事項

| 時期 | 広 報 事 項 | 媒 体 |
|-------------------|---|-----|
| 初 動 期 | ◇用語の解説、情報の取得先及び住民等のとるべき措置 | 同報系 |
| | ◇地震情報（震度及び震源、余震の可能性等） | |
| | ◇避難情報（避難所開設状況、勧告又は指示の対象及びその理由） | |
| | ◇被災状況（火災、地すべり、道路及び河川の損壊等） | 更新系 |
| | ◇災害対策の状況（本部の設置、対策の現況及び予定等） | |
| | ◇道路・交通状況（渋滞、通行規制等） | |
| 応 急 期 | ◇公共交通機関の運行状況 | 同報系 |
| | ◇ライフラインの状況（利用規制又は自粛の呼び掛け、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） | |
| | ◇応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等） | 更新系 |
| | ◇ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、復旧の状況又は見込み等） | |
| | ◇医療機関の状況 | 紙面系 |
| | ◇感染症対策活動の実施状況 | |
| | ◇食料及び生活必需品の供給予定 | |
| ◇災害相談窓口の設置状況 | | |
| ◇その他住民や事業所のとるべき措置 | | |

2 避難所での広報

総合政策部広報広聴班は、各避難所において、掲示板への掲示や避難所自治組織（避難所運営委員会）を通じて災害広報紙を配布する。また、要配慮者に配慮し、口頭伝達や住民会を通じた伝達等、避難者の状況に応じた広報を行う。

■避難所における広報項目例

| | |
|---------------|---------------|
| ◇災害の状況 | ◇施設使用方法等の注意事項 |
| ◇生活ルール | ◇生活支援対策のお知らせ |
| ◇その他各種対策のお知らせ | ◇避難所運営等への協力要請 |

3 要配慮者への広報

市は、広報を実施するにあたり、県及びNHK、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等の放送事業者と連携し、外国人に対しての多言語による広報や、視聴覚障害者に向けたファクシミリや文字放送による広報等、要配慮者にも配慮した対策を積極的に行う。

第3 報道機関への発表等

| | |
|-------|------------|
| 市担当部班 | 総合政策部広報広聴班 |
| 関係機関 | 放送事業者、報道機関 |

地震災害が大規模であるほど、市に、多くの報道関係者が取材に訪れる。

市は、報道機関の果たす市民向け広報活動における意義や、全国に向けた広報活動における意義を十分考慮し、以下のとおり適切な報道機関への発表等を行う。

1 緊急放送要請

総合政策部広報広聴班は、住民等への情報伝達が緊急を要する場合は、県を通じて、NHK、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等の放送事業者に対し、緊急放送の要請を行うことができる。

2 報道機関への広報協力要請

総合政策部広報広聴班は、県を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、住民向けの広報協力を要請する。

3 報道機関への広報資料提供

総合政策部広報広聴班は、庁舎内等に記者発表場所を設置し、災害発生状況及び対策の状況を発表する。なお、発表事項については、事前に本部長の承認を得る。

また、各報道機関からの問合せについては、総合政策部を市本部の窓口として統一するとともに、各部内に広報資料担当を置き、情報の一元化を図る。なお、庁舎内は、記者発表場所及び待機場所を除き、立入禁止とする。

■記者発表者

発表者は次の順位とする。

- | | | |
|----------|--------|----------|
| 1 広報広聴課長 | 2 企画課長 | 3 総合政策部長 |
|----------|--------|----------|

第4 広聴活動

| | |
|-------|----------------------------|
| 市担当部班 | 総合政策部、市民部市民班、各行政センター部、所管各部 |
| 関係機関 | |

震災時には、発災直後から、家族等の安否の確認をはじめ、生活必需品や住居の確保、ライフラインの復旧状況、融資等、様々な相談、要望及び苦情が被災者等から寄せられることが予想される。

これに対応するため、各担当部班は、次のとおり広聴活動を実施する。

1 被災者に対する個別聴取等の実施

総合政策部広報広聴班は、必要に応じて、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の

応急対策の実施状況を把握するとともに、被災者の要望、苦情等の収集をあわせて行う。

2 コールセンターの設置

総合政策部情報班は、市民等からの電話による問合せに対応するため、各庁舎内にコールセンターを設置し、情報の一元化を行う。

3 災害相談窓口の設置

市民部市民班は、住民からの問合せや生活相談に対応するため、各庁舎内に相談窓口を早期に設置する。また、住民の相談に対して迅速に対応するため、相談窓口には各部の担当者を置くとともに、男女のニーズの違いに対応するため、女性職員の配置にも配慮する。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。なお、住民からの意見、要望等については、可能な限り聴取し、応急対策に反映させるよう、とりまとめの上、総合政策部に提出する。

■相談窓口の内容

| | |
|-----------|--|
| 設置場所 | 市役所本庁舎1階ロビー又は各分庁舎 |
| 相談窓口で扱う事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◇検索依頼の受付（市民部市民班、各行政センター部） ◇食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報（総合政策部情報班） ◇り災証明書の発行（総務部調査班、各行政センター部） ◇埋火葬許可書の発行（市民部市民班、各行政センター部） ◇仮設住宅の申込み（建設部建築班） ◇住宅の応急修理の申込み（都市整備部） ◇災害見舞金及び義援金の受付及び払出し（福祉部、本部事務局） ◇生活資金、融資等の相談等（福祉部、産業振興部） ◇<u>法律及び税務の相談（総務部調査班）</u> ◇<u>要配慮者のニーズの把握（福祉部）</u> ◇<u>女性のための相談窓口（市民部市民班、各行政センター部）</u> ◇その他必要な事項 |

4 安否情報の提供

総合政策部情報班は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所を知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第7節 水防活動、土砂災害その他二次災害防止計画

〔方針・目標〕

- 急傾斜地、河川の堤防等の被害を点検し、地震後の降雨に備える対策を実施する。
- 危険物等施設において、爆発、炎上、危険物の漏えい等が発生した場合は、速やかに影響のある区域に避難勧告又は避難指示を発令し、避難対策を実施する。
- 余震等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を10日間程度で完了する。特に、避難所、病院等の防災拠点施設を優先的に行う。
- 斜面の宅地造成地においても、擁壁や地盤の崩壊による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う。

第1 水防活動計画

| | |
|-------|--|
| 市担当部班 | 産業振興部、建設部建設班、各行政センター部 |
| 関係機関 | 荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所、荒川北縁水防事務組合、大里郡利根川水害予防組合、熊谷警察署 |

大規模地震の発生により、河川堤防の亀裂等、急傾斜地危険箇所等の崩壊に至らない程度の被災が想定される。そのため、大規模地震発生後の大雨時の洪水防御のための水防活動は、水防法に基づき、水防管理者としての市長又は行田市及び鴻巣市とともに構成する荒川北縁水防事務組合の管理者並びに深谷市とともに構成する大里郡利根川水害予防組合の管理者が、それぞれの水防計画により行うが、排水機場の操作及び水防体制の確保、避難のための立退き指示その他において、各構成市と連携し、迅速かつ的確に対応する。

→第3章「風水害応急対策」第7節「水防活動計画」参照

第2 応急危険度判定

| | |
|-------|----------|
| 市担当部班 | 都市整備部住宅班 |
| 関係機関 | |

1 被災建築物応急危険度判定

(1) 応急危険度判定実施本部の設置

都市整備部住宅班は、大里庁舎内に応急危険度判定実施本部を設置し、調査資機材、ステッカー、調査区域の分担等の準備を行うとともに、県及び応急危険度判定協議会等の協力を得て、応急危険度判定の有資格者を確保する。

なお、被害状況によっては、各分庁舎を拠点とする。

(2) 応急危険度判定の実施

判定は、被災状況を調査の上、緊急を要する地区を決定し、災害対策本部、避難施設、病院、緊急輸送路等に係る建築物を優先して行う。

判定方法は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき目視点検により行い、判定の結果は、「危険」、「要注意」又は「調査済」に区分し、建物の入口等、分かりやすい場所に、色紙で判定結果を表示する。なお、判定は、避難所等になっている公共建物を優先的に行う。

2 被災宅地危険度判定

都市整備部住宅班は、被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るため、斜面造成宅地の危険度判定を行う。これについては、県等を通じ、危険度判定士の確保を要請して実施する。宅地の判定結果は、ステッカー等により表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設及び危険箇所への立入制限を実施する。

- 【資料編】 48(10) 熊谷市被災建築物応急危険度判定要綱
 48(11) 熊谷市被災宅地危険度判定マニュアル

第3 土砂災害対策等

| | |
|-------|---|
| 市担当部班 | 本部事務局、建設部建設班、産業振興部、各行政センター部 |
| 関係機関 | 熊谷地方气象台、熊谷県土整備事務所、大里農林振興センター、熊谷警察署、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所 |

1 堤防、急傾斜地等の被害対策

地震により河川の堤防、急傾斜地崩壊防止施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、県及び各施設管理者に対し、次のような応急復旧を行うよう要請する。市関係各部は、自ら管理する施設について、県等に準じて行う。

| 区分 | 応急措置のあらまし |
|-----------------|--|
| 河川施設応急対策 | 堤防及び護岸の破壊等については、ひび割れ等への雨水の浸透による増破を防ぐため、亀裂箇所をビニールシート等により覆うなど、当面の安全措置を講ずるとともに、速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を行う。 |
| 急傾斜地崩壊防止施設等応急対策 | 急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を確認し、必要に応じて、立入禁止区域の設定、住民避難の指示、亀裂箇所のビニールシート等による被覆等、当面の安全措置を講ずるとともに、施設の安全確保に努める。急傾斜地崩壊危険箇所についても、砂防ボランティア等の協力を得て、点検調査を行うとともに、県に準じて行う。 |
| ため池応急対策 | ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、河川施設応急対策に準じて、施設の安全確保に努める。 |

2 警戒・巡視、安全措置

→第3章「風水害応急対策計画」第8節「土砂災害防止計画」第1「土砂災害対策」参照

第4 危険物対策

| | |
|-------|-----------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、消防部 |
| 関係機関 | 熊谷警察署、危険物施設等管理者 |

1 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の危険物施設の管理者は、爆発、漏えい等の二

次災害の防止のため、地震発生後速やかに、施設の点検及び応急措置を講じる。

消防部は、必要に応じ、県等と連携し、立入検査を行う。

2 避難及び立入制限等

危険物施設の管理者は、地震の発生に伴い、爆発、漏えい等によって大きな被害が発生するおそれがある場合は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第5 放射線災害対策

| | |
|-------|---------------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、消防部 |
| 関係機関 | 熊谷警察署、放射性物質利用施設等管理者 |

1 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用又は保管する施設の管理者は、大規模地震発生後速やかに施設の点検及び応急措置を講じる。

2 避難及び立入制限等

放射性物質（放射性同位元素）を利用又は保管する施設の管理者は、施設の倒壊等により放射性物質による被害が発生するおそれがある場合は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第8節 公共施設対策計画・帰宅困難者支援対策計画

〔方針・目標〕

- 公共建築物については、避難施設、防災拠点等を優先して点検、応急危険度判定等を実施し、可能な限り施設機能の維持を図る。
- 地震発生直後には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図り、企業や学校等における一時的滞在等の対策を実施する。
- 帰宅困難者に対して鉄道事業者と連携して、熊谷駅等に総合案内所を設置し、飲料水及び地図の配布や交通情報の提供等、可能な支援を行う。また、駅周辺の公共施設等に帰宅困難者待機場所を設置し、一時的に収容する場所を提供する。

第1 公共建築物

| | |
|-------|------------------------|
| 市担当部班 | 総務部庶務職員班、建設部建築班、各施設管理者 |
| 関係機関 | 所管機関 |

1 災害発生直後の応急措置

各施設の管理者は、大規模地震発生時は、施設利用者の安全確保と被害の軽減及び施設機能の維持を図るため、以下の措置を講ずる。

- (1) 避難対策については、事前計画に基づいて万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置を講ずる。
- (5) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- (6) 施設を点検し、被災状況を、市の施設については所管部又は本部事務局を通じて、県の施設及びその他関係機関の施設については直接県担当部局に、又は所管部若しくは本部事務局を通じて報告する。

■施設の点検基準の目安

- ◇建築物の構造躯体の傾斜及び損傷の有無
- ◇建築物及び設備の浸水又は冠水の有無
- ◇建築設備（機械設備、電気設備、ガス設備及び放送設備）の機能点検
- ◇使用停止する設備（エレベーター、冷暖房、その他必要以外の電気及び機械の運転）
- ◇受水槽等の貯水確認
- ◇消防用設備等の点検・確認（防火戸、火災報知設備、屋内消火設備、消火器、避難設備等）
- ◇自家発電設備及び可搬式発電機の点検

2 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

建設部建築班は、各部からの要請に基づき、市所有の建築物について、危険性の有無を確認するため、建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の防止及び建築物の地震後における当面の使用可能性について判断を行う。

なお、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士については、市職員をはじめ市内に在住在勤する有資格者をもって充てるとともに、県に対し、広く有資格者の確保につい

て協力を要請する。

→第7節「水防活動、土砂災害その他二次災害防止計画」第2「応急危険度判定」参照

3 被災度区分判定調査の実施

建設部建築班は、各施設管理者からの報告に基づき、市所有の建築物について、必要に応じ県及び応急危険度判定協議会等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

また、応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第2 ライフライン施設

| | |
|-------|--|
| 市担当部班 | 建設部下水道班、水道部、産業振興部 |
| 関係機関 | 県企業局、県下水道公社、東京電力(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ |

1 上水道施設

水道部は、次の対策を行う。

(1) 応急活動体制の確立

大規模地震が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

(2) 応急活動

被害状況を調査する。地震により上水道施設が被災し、機能が停止した場合は、緊急止水をした上で、機能回復作業を行う。

(3) 上水道の復旧対策

被害状況を調査し、復旧計画を作成して復旧作業にあたる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場に近い箇所から送水管及び配水管の復旧を進める。

県水の受水施設の復旧については、用水供給施設の復旧の度合いに合わせるものとする。

ア 被害箇所の調査と応急復旧

上水道の被害状況の調査及び応急復旧工事については、6日以内に完了するよう努める。

イ 資材の調達要請

復旧資材が不足する場合は、県知事及び日本水道協会埼玉県支部に対し、調達あっせんを要請する。

ウ 技術者のあっせん要請

応急、復旧工事の技術者等が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対し、あっせんを要請する。

(4) 災害時の広報

水道施設の被害状況、断水等の状況、応急給水・応急復旧の現状及び見通し、拠点・指定給水場所の状況等について市民に広報する。

→応急給水については、本章 第16節「飲料水、食料、生活必需品等供給計画」第1「給水計画」参照

2 下水道施設

建設部下水道班は、次の対策を行う。

- (1) 応急活動体制の確立
大規模地震が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。
- (2) 応急活動
被害状況を調査し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。
- (3) 下水道の復旧対策
詳細な被害調査を実施し、復旧計画を作成して復旧作業にあたる。復旧作業は、処理場及び中継ポンプ場を最優先に行い、順次、これらの施設に近い管路から復旧を進める。
- (4) 災害時の広報
下水道施設の被害状況、復旧の状況等について市民に広報する。また、施設の被災状況によっては、未処理又は処理が不十分なまま河川や海に放流されることになるため、市民に対し、節水等による下水道使用の低減を呼び掛ける。

3 農業集落排水施設

産業振興部は、次の対策を行う。

- (1) 応急活動体制の確立
大規模地震が発生した場合は、必要な要員を動員するとともに、維持管理業者を手配し、応急体制を確立する。
- (2) 応急活動
被害状況を調査し、汚水処理機能の低下及び二次災害の防止等を行う。
また、真空管路採用地区において管路が被災し、真空度が異常低下した場合は、真空ステーションの緊急停止及び区間弁の操作により二次災害の発生を防止した上で、機能回復作業を行う。
- (3) 農業集落排水施設の復旧対策
詳細な被害調査を実施し、復旧計画を作成して復旧作業にあたる。復旧作業は、処理場、中継ポンプ施設及び真空弁を最優先に行い、順次、これらの施設に近い管路から復旧を進める。

4 電気施設

東京電力(株)熊谷支社は、地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

なお、電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、円滑な防災活動に必要なため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

- (1) 非常体制の確立
非常災害が発生すると予想される場合又は非常災害が発生した場合は、必要な人員を動員し、非常体制を確立する。
- (2) 応急復旧対策
非常災害が発生した場合は、関係機関から情報収集を行うとともに電力設備の被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を図る。

(3) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公署、民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先するなど、各設備の災害状況及び被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

(4) 情報連絡

非常災害時における電力設備の被害状況等の情報連絡を関係機関に行うとともに、復旧状況の通報及び報告を行う。

5 ガス施設

東京ガス(株)は、ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧により、ガス供給の確保を図る。

(1) 大規模地震発生直後の活動

- ア 職員の参集
- イ 情報の収集伝達
- ウ 応急復旧用資機材の確保

(2) 復旧作業過程の活動

- ア 復旧計画の策定
- イ 復旧要員の確保
- ウ 代替エネルギーの供給
- エ 災害広報
- オ 他機関との協力

6 電気通信設備

東日本電信電話(株)は、震災時等には、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における緊急通信確保のため、応急復旧対策を迅速に進める。また、被災設備に速やかな復旧に向け、必要な復旧体制の整備及び復旧対策を迅速かつ円滑に行うため、復旧対策の充実及び強化を図り、電気通信サービスの確保を図る。

(1) 災害時の活動体制

災害が発生した場合は、非常態勢を発令し、対処する。この場合、市町村及び各防災機関と密接な連携を保ち、相互協力を努める。

(2) 設備及び資機材の点検等

災害の発生とともに、設備及び資機材の点検等を行う。

(3) 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置をとる。この場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じて、電気通信事業法に定められた復旧順位に従って実施する。

なお、市指定避難所に特設公衆電話を設置し、被災者の通信連絡の便宜を図る。

(4) 広 報

災害が発生し、通信途絶又は利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応

じて広報車による巡回広報、ホームページ等により、地域の住民に周知する。

第3 交通施設の応急対策

| | |
|-------|-------------------------------|
| 市担当部班 | 建設部建設班 |
| 関係機関 | 大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、鉄道事業者 |

1 鉄道施設の応急対策

(1) 東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)

東日本旅客鉄道(株)高崎支社は、地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため、全力を挙げて救出及び救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携の下に、輸送業務の早期復旧を図る。

なお、地震時の応急対策は、おおむね以下のとおりとなっている。

ア 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

イ 運転規制

地震が発生した場合の運転取扱いは、次のとおりである。

■運転中止又は速度規制を行う場合

- ◇12 カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から運転中止を解除する。
- ◇6 カイン以上 12 カイン未満の場合は、25 km/h 以下の徐行運転を行い、施設の点検後、安全を確認した区間から速度規制を解除する。
- ◇6 カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。
- ※ カイン：速度の単位。1 カイン=1 cm/秒

列車の運転方法は、その都度決定するが、おおむね次により実施する。

■運転中止時の運転方法

- ◇迂回又は折返運転
- ◇バス代行又は徒歩連絡
- ◇臨時列車の特発

■大地震（震度6弱以上）発生時の対応

- ◇本社、高崎支社、各地区指導センター及び各駅、箇所、に、対策本部を直ちに設置する。
- ◇各地区指導センター（県内では大宮、浦和）は、情報連絡拠点となり、地区内各駅、箇所の被災状況、救助を必要とする状況及び非常参集社員の状況等を収集して、本社及び高崎支社対策本部へ報告する。
- ◇本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅及び箇所に救助要員を派遣する。

(2) 秩父鉄道(株)

秩父鉄道(株)は、地震発生の場合は、防災規程並びに運転事故復旧対策規程に則り、円滑な処置を講ずるとともに、速やかに災害の復旧にあたる。地震時の応急対策は、おおむね以下のとおりとなっている。

ア 通信連絡態勢

運転指令所と各駅は、指令電話により連絡する。各駅長は、各列車の乗務員に連絡する。災害発生の場合は、事故速報の伝達経路に従い、関係者に速報する。

イ 列車運転態勢

運転指令所は、強い地震を感知した場合、全列車の運転休止を指令する。また、波久礼駅構内に設置してある地震計が動作した旨の連絡を受けたときは、震度階により以下の取扱いをする。

■運転中止又は速度規制を行う場合

- ◇震度5弱以上の場合は、施設係員の点検が終了するまで運転を中止する。
- ◇震度4の場合は、時速25キロメートル以下での運転を指示する。ただし、指定点検個所は線路係員が点検の上、異常のないことを確かめるまで列車を進入させない。

ウ 応急復旧態勢

防災規程及び運転事故復旧対策規程に基づき情報を的確に把握し、復旧作業及び救護活動の迅速化を図る。対策本部及び現業の動員数は、災害の程度に応じて想定した人員配置の基準による。

2 道路施設の応急対策

建設部建設班は、市域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、緊急度及び被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努める。通行が危険な路線及び区間については、所轄警察署長に通報するとともに、交通止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識及び保安施設に万全を期する。

また、道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。

→本章 第20節「輸送計画」第2「緊急輸送計画」並びに第3章「風水害応急対策計画」第14節「交通対策計画」参照

第4 その他公共施設等

| | |
|-------|--------------------------------|
| 市担当部班 | 産業振興部、市民部医療班、福祉部、各行政センター部、所管各部 |
| 関係機関 | 各機関 |

1 不特定多数の人が利用する公共施設

各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

なお、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに市本部事務局又は各行政センター部に報告する。

2 畜産施設等

産業振興部は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況について県熊谷家畜保健衛生所に報告し、防疫対策及び飼料対策に万全を期する。

3 医療救護活動施設

市民部医療班は、地震が発生した場合、市内の医療救護活動施設において、以下の措置がと

られたことを速やかに把握するよう努める。

■医療救護活動施設がとるべき初動措置

- ◇施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- ◇施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり、万全を期する。
- ◇地域防災計画に基づき所定の任務を果たすことが可能かどうかを把握し、その状況を市に報告する。

4 社会福祉施設

福祉部は、地震が発生した場合、市内の社会福祉施設において、以下の措置がとられたことを速やかに把握するよう努める。

■社会福祉施設がとるべき初動措置

- ◇被災後、速やかに施設内外を点検し、必要な場合は応急修理を行い、安全を確保する。
- ◇施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況等を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- ◇施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- ◇被害が軽易又は被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する
- ◇地域防災計画に基づき所定の任務を果たすことが可能かどうかを把握し、その状況を市に報告する。

第5 帰宅困難者支援策

| | |
|-------|--|
| 市担当部班 | 総合政策部広報広聴班、市民部市民班、教育部避難所班、産業振興部 |
| 関係機関 | 熊谷警察署、東日本旅客鉄道(株)、秩父鉄道(株)、熊谷商工会議所、電気通信事業者 |

1 帰宅困難者への情報提供

市民部市民班、総合政策部広報広聴班は、鉄道事業者と連携して、熊谷駅、籠原駅又は各駅連絡所内に総合案内所を設置して、帰宅困難者に必要な交通情報、帰宅に当たっての注意情報や市内の被害状況の情報、帰宅困難者待機場所の案内等を行う。

2 帰宅活動への支援

市民部市民班、総合政策部広報広聴班は、帰宅活動を支援するために、総合案内所で飲料水、食料及び地図の配布等を可能な限り行う。また、鉄道事業者等から要請があった場合で、市で定める基準のいずれかに合致する場合、教育部は、駅周辺の公共施設等に帰宅困難者待機場所を設置し、帰宅困難者を一時的に収容する。そのため、駅から帰宅困難者待機場所まで安全に誘導できるよう、熊谷警察署の協力を得る。

産業振興部は、帰宅困難者待機場所が設置された場合で緊急を要する場合は、市の備蓄品により、可能な範囲で支援を行う。

■待機場所の設置基準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・鉄道の復旧の見通しが立たず、駅構内及び自由通路での収容が困難な場合・道路被害や帰宅ルート上の災害により、徒歩帰宅者の保護を必要とする場合・その他、本部長が特に必要と認めた場合 |
|--|

3 新幹線が停止した場合の対応

市は、地震の発生により市内及び近隣で新幹線が停止し、JR東日本から乗客が避難するための受入れの要請があったときは、帰宅が可能となるまで帰宅困難者待機場所で受け入れる。

4 企業・学校等における帰宅困難者対策

(1) 企業等における帰宅困難者対応

企業等は、発災時に自社従業員等の安全確保及び保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。自社従業員等を一定期間留め置くとともに、家族の安否確認や飲料水、食料等の提供に努める。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員と同様な対応を取るよう努める。

さらに、留まった従業員が、可能な範囲で地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

(2) 学校等における帰宅困難者対応

学校等は、発災時に児童、生徒等の安全確保及び保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童、生徒等の引取りが困難な場合や、児童、生徒等の帰宅が困難な場合は、一定期間、校舎内に留める対策を講じる。なお、児童、生徒等に対し、飲料水、食料等を提供するとともに、あらかじめ定めた方法で保護者に対して連絡する。

■待機場所の設置予定箇所

- | | |
|-------|----------|
| ◇文化会館 | ◇熊谷文化創造館 |
|-------|----------|

※ その他、災害の規模により、補助避難所のうちから待機場所を設置する。

【資料編】3 交通の状況

第9節 消防活動計画

〔方針・目標〕

- 住民、自主防災組織、事業所等による初期消火、出火防止等の初期対応を基本とする。
- 同時多発火災、延焼火災の発生が予想され、熊谷市の消防力では対応できない場合は、県内消防（局）本部、緊急消防援助隊等に速やかに応援を要請し、被害の拡大を最小限に抑制できるよう調整を図る。
- 消防活動の実施にあたっては、常に安全に対する配慮と確認を行うものとする。

第1 消防活動

| | |
|-------|---------------|
| 市担当部班 | 消防部 |
| 関係機関 | 熊谷市消防団、自主防災組織 |

1 消防本部及び消防団消防活動上の基本方針

消防部及び消防団は、大規模地震発生を覚知した場合は、次のとおり消防活動を安全かつ効果的に行う。

(1) 消防本部

ア 情報収集・伝達及び応援隊の受入れ

① 災害状況の把握

119番通報、駆け付け通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の全体像を把握し、初動体制を整える。

② 状況把握の緊急報告

消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。

③ 応援隊の受入及びその準備

熊谷市消防本部受援計画に基づき対応する。

イ 同時多発火災への対応

① 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動優先の原則

大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

⑤ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

ウ 火災現場活動の原則

① 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動を行う。

② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、攻勢的現場活動により火災を鎮

圧する。

- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

エ 救急救助

要救助者の救出救助と負傷者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(2) 消防団

ア 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉止、電気のブレーカ遮断等）を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

イ 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

ウ 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

エ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

オ 情報の収集

消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

カ 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

2 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

3 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、延焼防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- ◇消防署、警察署等、最寄りの防災機関への通報
- ◇自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- ◇必要に応じて従業員、顧客等の避難
- ◇周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- ◇立入禁止措置等の実施

【資料編】17 消防出動区分表

18 消防車両一覧

20 消防水利状況

第2 他の消防機関に対する応援要請

| | |
|-------|-----|
| 市担当部班 | 消防部 |
| 関係機関 | |

1 消防相互応援

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、次の消防相互応援協定に基づき協定締結先の消防機関に応援を要請する。

■消防相互応援協定

| 協 定 名 | 協 定 締 結 先 |
|-------------------------|---|
| 埼玉県下消防相互応援協定 | 埼玉県内全消防（局）本部 |
| 埼玉県消防長会第3ブロック消防本部相互応援協定 | 行田市消防本部、秩父消防本部 児玉郡市広域消防本部 深谷市消防本部 |
| 熊谷市・深谷市消防相互応援協定 | 深谷市 |
| 熊谷市・行田市消防相互応援協定 | 行田市 |
| 熊谷市・鴻巣市消防相互応援協定 | 鴻巣市 |
| 熊谷市・太田市消防相互応援協定 | 太田市 |
| 熊谷市・埼玉県央事務組合消防相互応援協定 | 埼玉県央事務組合 |
| 熊谷市・比企広域市町村圏組合消防相互応援協定 | 比企広域市町村圏組合 |

2 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の応援要請

本部長は、県内外の消防相互応援協定による消防力では災害に対応できない規模の災害又は特殊な災害が発生した場合は、県知事に緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に報告する。

■応援要請時に明らかにすべき事項

- | |
|-------------------|
| ◇災害の状況 |
| ◇応援要請を行う消防隊の種別と人員 |

(2) 緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の設置

緊急消防援助隊の応援要請を行い、知事が被災地において連絡調整に適した場所として本市を指定した場合には、その委任を受けた者を本部長とし、以下を構成員とする緊急消防援助隊消防応援活動調整本部を設置する。

■緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の構成員

- | |
|----------------------------------|
| ◇県知事からその委任を受けた者（本部長） |
| ◇埼玉県危機管理防災部消防防災課長及び指揮支援部隊長（副本部長） |
| ◇埼玉県危機管理防災部消防防災課の職員 |
| ◇埼玉県代表消防機関派遣職員 |
| ◇防災航空隊の職員 |
| ◇熊谷市警防課長 |

(3) 緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の役割

緊急消防援助隊消防応援活動調整本部においては、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう、次の体制の確保を図る。

■受入体制の準備

- ◇応援消防隊の誘導方法
- ◇応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ◇活動拠点の確保（集結及びヘリコプター離着陸場予定場所）
- ◇情報提供
- ◇通信運用
- ◇補給体制

なお、市域内にある県熊谷防災基地（熊谷スポーツ文化公園内）は、県内に緊急消防援助隊の出動要請が行われた場合の「夜間離着陸場」の一つに指定されている。

→第2章「災害予防計画」第11節「災害に備えた体制整備」第3「防災活動拠点の整備及び緊急輸送ネットワークの整備」参照

【資料編】47 消防応援協定

【様式編】11 緊急消防援助隊応援要請連絡票

第10節 災害警備計画

〔方針・目標〕

- 交通規制、緊急交通路の確保、救助活動、地域の防犯等において、警察と連携をとる。
- 地震発生当日から被災地域や避難所におけるパトロール体制を確立し、安全に留意して巡回パトロールを行う。

第1 警備措置

| | |
|-------|-------|
| 市担当部班 | 所管各部 |
| 関係機関 | 熊谷警察署 |

市は、地震が発生した場合、県、国、消防機関、その他の関係機関と緊密に連携し、次の活動を行う。

また、警備活動中に発見した遺体の検視や各種犯罪の予防検挙等、警察で行うことが適当である活動については、熊谷警察署に依頼するとともに、市は、必要に応じて、その支援を行う。

■大規模地震発生直後における警備活動

| | |
|----------------|---------------------|
| ◇情報収集、伝達及び広報 | ◇警告及び避難誘導 |
| ◇人命の救助及び負傷者の救護 | ◇交通秩序の維持 |
| ◇犯罪の予防検挙 | ◇行方不明者の捜索、検視及び遺体の調査 |
| ◇漂流物等の処理 | ◇その他治安維持に必要な措置 |

第2 防犯対策への協力

| | |
|-------|--------|
| 市担当部班 | 市民部市民班 |
| 関係機関 | 熊谷市消防団 |

市民部市民班は、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、避難所自治組織（避難所運営委員会）等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報等の周知に努める。

また、消防団は、被災地における犯罪の防止を図るため、警察署に協力して、地域の巡回パトロールを行う。

第11節 交通対策計画

[方針・目標]

- 地震発生直後から警察及び道路管理者と連絡をとり、緊急車両が通行可能な道路を把握する。

第1 交通応急対策

| | |
|-------|----------------------------------|
| 市担当部班 | 建設部建設班 |
| 関係機関 | 大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市建設業協会 |

1 道路被害状況の調査及び通報

建設部建設班は、以下のとおり県土整備事務所、警察署等関係各機関と連携し、被災情報及び交通情報の収集及び調査を行い、県に報告する。

なお、県は、各道路管理者や警察から報告を受けた緊急輸送道路の被害を中心に道路の被害状況等の情報を取りまとめ、各関係機関へ伝達する。

| 道路被害状況の把握方法等 | 実施機関 |
|--|--------------------------------------|
| 所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査する。 | 県土整備事務所 |
| 行政区域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。 | 市（建設部） |
| 所管の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報を相互に連絡をとり合う。 | 大宮国道事務所、関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株) |
| 現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路（緊急輸送路）の被害の状況を迅速に把握し、県（県土整備部）に報告する。 | 警察署、県警察本部 |
| 協会に加盟している建設事業者は、各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援を行う。 市内建設業者は、これに準じて市に協力する。 | (社)埼玉県建設業協会、熊谷市建設業協会等 |

2 道路交通確保のための応急措置

(1) 道路施設の応急復旧作業

建設部建設班は、以下のとおり県土整備事務所、大宮国道事務所等関係各機関と連携し、緊急輸送道路指定路線を最優先に、応急復旧作業を行う。

■作業順位の決定

◇あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県（危機管理防災部）並びに警察本部及び警察署と調整の上、応急復旧順位を決定する。

◇効率的な応急復旧のために、警察本部・警察署及び(社)埼玉県建設業協会等と次の事項について、事前協議を行う。

- ・復旧区間
- ・復旧車線数
- ・復旧作業の相互応援
- ・協力建設会社との連携

(2) 災害時における車両の移動等

道路管理者は、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件を移動することができる。

3 応急復旧状況等の広報

県は、テレビ及びラジオを通じて、交通規制の状況等を広報するとともに、効率的な緊急輸送を行うために、応急復旧、交通規制、交通量等の状況を情報収集し、緊急交通路（緊急輸送道路）に関する情報伝達窓口を設置し、緊急輸送を実施している主体からの問合せ等に対して、的確な情報伝達を行うこととなっている。

建設部建設班は、総合政策部等の協力を得て、県に準じた情報提供を行うよう努める。

【資料編】2 市道及び橋梁の状況

34 熊谷市建設業協会会員一覧

第2 交通規制措置

| | |
|-------|-------------------------|
| 市担当部班 | 建設部建設班 |
| 関係機関 | 大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署 |

1 大地震発生後の交通規制措置

緊急輸送車両等の通行する道路（以下「緊急交通路」という。）を確保するため、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署においては、主要幹線道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、以下の交通規制を行うこととなっている。

(1) 交通規制の内容

ア 第1次交通規制（現場警察官による交通規制）

緊急交通路を確保するため、直ちに次の交通規制等の措置を行う。

■第1次交通規制

| 地 域 | 規 制 内 容 |
|--------------------|---|
| 国道16号以南 (旧16号線) | 指定するインターチェンジ又は交差点に急行し、別命あるまで、通行車両の道路外への排除及び車両の通行禁止（緊急通行車両を除く。以下同じ。）並びに迂回道路確保指定のための交通監視措置を講ずるものとする。なお、通信途絶の場合でも現場の警察官は、命令を待つことなく、これら所要の措置を講ずるものとする。 避難等に際して車を使用しないよう車載用マイク等により、強く県民に呼びかけ、全方向の車両の通行抑制と自粛措置を講ずるものとする。 |
| 国道16号以北 | 指定するインターチェンジ及び交差点に急行し、都内方面に向かう車両の通行規制措置を講ずるものとする。 |

| 地 域 | 規 制 内 容 |
|-------|--|
| 都 県 境 | <p>次に掲げる都県境において、原則として都内方面へ向かう車両の通行規制を講ずるものとする。なお、県内の被災状況に照らし、全面通行禁止が必要と認められる場合には、全面通行禁止措置を講ずるものとする。</p> <p>◇谷塚陸橋（国道4号草加バイパス） ◇新荒川大橋（国道122号） ◇戸田橋（国道17号） ◇東埼玉橋（国道254号） ◇笹目橋（国道17号新大宮バイパス）</p> |

イ 第2次交通規制（県警備本部長の命による交通規制）

第1次交通規制実施後、県警備本部長の命により、交通規制の範囲の変更、特定緊急交通路の指定を行う。

ウ 迂回路の指定

第1次交通規制時は、国道16号を、第2次交通規制時は、被災状況に応じて、国道463号及び県道越谷野田線、国道298号、県地域防災計画に定める緊急輸送道路の中から、それぞれ迂回路を指定する。

エ 道路管理者が行う交通規制

→第3章「風水害応急対策計画」第14節「交通対策計画」参照

(2) 広域交通規制に関する通報連絡

交通規制を実施した場合、県警察本部は、警察庁、管区警察局、関係都道府県警察に対し、規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を連絡・通報する。解除の場合も同様とする。

市は、県又は警察署から交通規制に関する通報連絡を受けた場合は、市の有するあらゆる広報媒体を通じて、市民等に対し、その旨周知徹底するよう速やかに広報活動を行う。

2 直下型地震に対応する交通規制措置

直下型地震（被害地域が局地的な地震）が発生した場合の交通規制は、県警察本部が次のとおり行うこととなっている。

(1) 第1次交通規制（現場警察官が行う交通規制）

大地震発生と同時に震源地域を管轄する警察署及びその周辺警察署（以下「指定署」という。）並びに高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の警察官は、震源地を中心としておおむね5キロメートル以内の地域（以下「指定地域」という。）において、直ちに全方向の車両の通行抑制と自粛措置を講ずるものとする。

(2) 第2次交通規制（県警備本部長の命による交通規制）

第1次交通規制実施後、指定署長及び高速隊長は、県警備本部長の命により、次の交通規制を実施する。

ア 指定署にあっては、指定地域内の県地域防災計画に定める緊急交通路において、原則として全方向の車両の通行禁止措置（緊急通行車両を除く。以下同じ。）を講ずるものとする。

また、それぞれの警察署で定める交通検問所において、指定地域方面へ向かう車両の通

行禁止措置を講ずるものとする。

イ 高速隊にあっては、関係する高速自動車道及び首都高速道路の各インターチェンジ（ランプを含む。）等から指定地域方面へ向かう車両の通行禁止措置を講ずるものとする。

(3) 特定緊急交通路の指定

県警備本部長は、被災状況等により、県地域防災計画に定める緊急交通路の中から特定緊急交通路を指定するものとする。

(4) 交通検問所の設置

県警備本部長は、被災状況等により、交通検問所を、あらかじめ指定された以外にも指定するものとする。

(5) その他の交通規制

県警備本部長は、被災状況等に応じ、指定署以外の高速隊・警察署に対し、関係する高速道路及び首都高速道路の各インターチェンジ（ランプを含む。）、料金所、サービスエリア及びパーキングエリアから指定地域方面に向かう交通総量削減措置（高速隊）、管内の主要幹線（一般国道・主要地方道・県道）において、指定地域方面に向かう交通総量削減措置及び応援協力体制の確立（警察署）を講ずるよう指示する。

第3 緊急通行車両の確認等

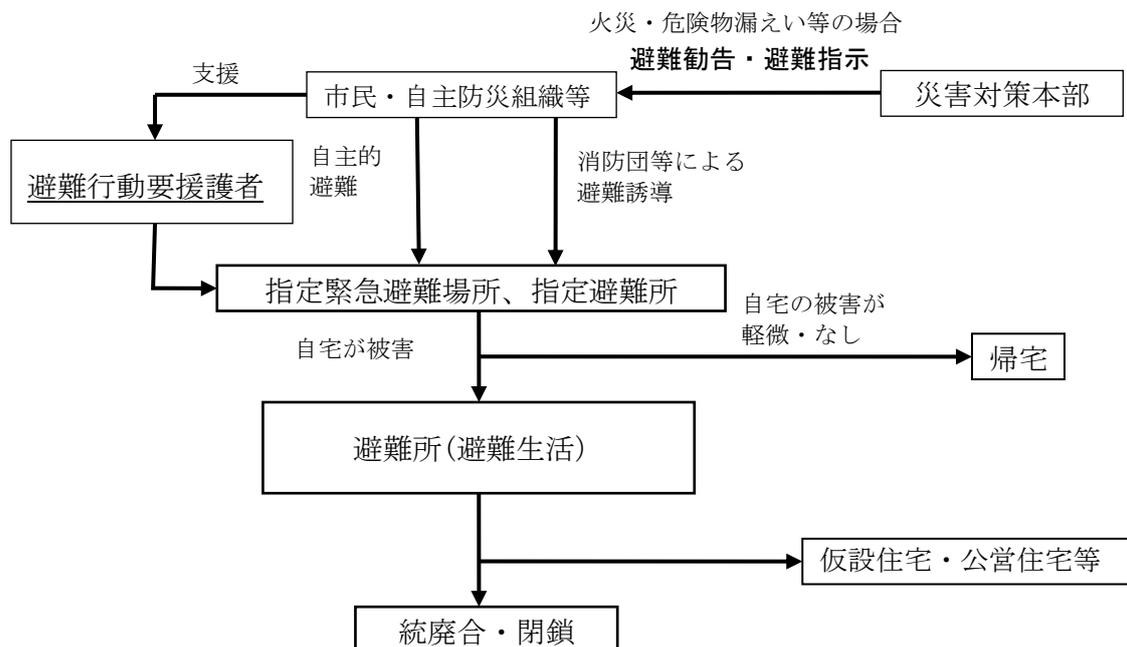
| | |
|-------|----------|
| 市担当部班 | 総務部庶務職員班 |
| 関係機関 | 熊谷警察署 |

→第3章「風水害応急対策計画」第14節「交通対策計画」第3「緊急通行車両の確認等」参照

第12節 避難計画

[方針・目標]

- 地震発生時には、避難所に指定されている施設の管理者（教職員等）と市職員とが連携して、避難者の受入れを行う。
- 避難所の運営は、自主防災組織を中心とした避難所自治組織（避難所運営委員会）による自治を原則とし、市職員や施設管理者が支援する。
- 避難所においては、要配慮者専用のスペースの設置、社会福祉施設等への福祉避難所の開設及び収容等、要配慮者の負担軽減に配慮する。



■ 避難勧告・避難指示から避難所開設・閉鎖までの流れ

第1 避難活動

| | |
|-------|---|
| 市担当部班 | 本部事務局、総合政策部広聴広報班、福祉部、各行政センター部、教育部 |
| 関係機関 | 利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、熊谷地方气象台、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市消防団、熊谷市社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織 |

1 避難勧告及び避難指示の発令権者並びに要件

| 発令権者 | 避難勧告及び避難指示を行う要件 | 根拠法令 |
|------|--|---------|
| 市長 | ◇災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 | 災対法第60条 |
| 県知事 | ◇災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 | 災対法第60条 |

| 発令権者 | 避難勧告及び避難指示を行う要件 | 根拠法令 |
|-------------------|--|--------------|
| 警察官 | ◇市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 ◇市長から要求があったとき。 | 災対法第61条 |
| | ◇人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。 | 警察官職務執行法第4条 |
| 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | ◇人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいなくて、 | 自衛隊法第94条 |
| 知事又は知事の命を受けた県職員 | ◇洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 | 水防法第29条 |
| | ◇地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 | 地すべり等防止法第25条 |
| 水防管理者 | ◇洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 | 水防法第29条 |

2 避難勧告及び避難指示の発令

避難勧告、避難指示等は、次を基準として発令する。

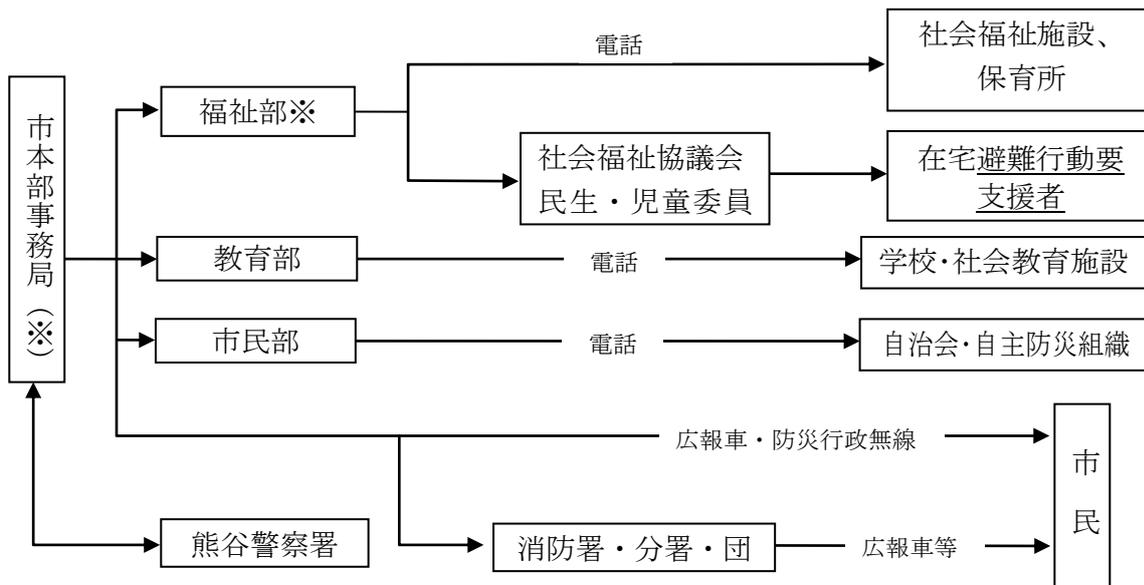
- ◇延焼火災の拡大により、住民の生命に危険が認められるとき。
 - ◇危険物の漏えい、爆発等の二次災害等による危険が差し迫っているとき。
 - ◇有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。
 - ◇がけ崩れ等が発生し、又はそのおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
 - ◇洪水及び土砂災害の警戒避難基準に達し、河川管理者や砂防関係機関の助言等を考慮して必要と認められるとき。
- ※ 過去の大規模地震発生後の気象庁の対応を見ると、平常時の基準雨量の2割ないし5割程度を暫定的な基準雨量として運用している。
- ◇その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき。

3 避難勧告、避難指示等の伝達

避難勧告、避難指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。

本部長は、関係各対策部及び関係機関に対し、避難の勧告、避難指示等についての広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告又は避難指示の実施時刻、避難先、避難者数及び避難対象地域の人口等を速やかに報告する。



※各行政センター部経由を含む。

■避難勧告・避難指示等の伝達経路

■避難時の伝達事項例

- ◇避難の理由
 - ◇避難先
 - ◇避難時の服装、携行品等
 - ◇避難準備情報、避難勧告又は避難指示の対象区域
 - ◇避難経路
 - ◇避難行動における注意事項
- ※ 市長は、避難行動要支援者への伝達に際しては、避難支援計画等を踏まえ、それぞれの必要に応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。
- ※ 市長は、避難勧告、避難指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民に、その意味が分かりやすく伝わるよう努める。

4 解除

本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときは、避難勧告又は避難指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を県知事に報告する。

5 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者、要件及び内容

| 設定権者 | 設定の要件及び内容 | 根拠法令 |
|---------------------|---|-----------|
| 市長 | ◇災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。 | 災対法第63条 |
| 県知事 | ◇災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。 | 災対法第73条 |
| 消防長又は消防署長 | ◇ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。 | 消防法第23条の2 |
| 消防吏員又は消防団員 | ◇火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。 | 消防法第28条 |
| 水防団長、水防団員、消防機関に属する者 | ◇水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。 | 水防法第14条 |
| 警察官 | 次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ◇市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 | 災対法第63条 |
| | ◇消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。 | 消防法第23条の2 |
| | ◇消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。 | 消防法第28条 |
| | ◇消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。 | 水防法第21条 |
| 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | ◇市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 | 災対法第63条 |

6 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難の誘導は、消防職員、消防団員及び警察官が行う。なお、自主防災組織は、これらの機関に協力する。

(2) 避難誘導

避難の誘導については、道路、橋梁^{りょう}等の状況から安全な経路を選び行う。特に、危険箇所には、人員を配置する。なお、避難は、原則として、避難者による自力避難とする。

避難にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先させる。ただし、自力での避難及び家族等の支援による避難が困難な避難者については、総務部が準備した車両により避難させる。

なお、市民に対しては、避難にあたり自家用車を使用しないよう、周知及び広報に努める。消防団員及び自主防災組織は、自身の安全を確保し、誘導にあたるものとする。

【様式編】14 避難勧告書

15 避難指示書

16 避難勧告等発令について

第2 避難所の開設・運営等

| | |
|-------|----------------------------|
| 市担当部班 | 教育部、市民部、福祉部、産業振興部、各行政センター部 |
| 関係機関 | 自主防災組織 |

避難所の開設、運営及び閉鎖については、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき行うものとする。

1 避難所の開設及び避難者の受入れ

(1) 避難所の開設

本部長は、災害の状況に応じて、開設する避難所を決定する。

教育部避難所班は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所担当職員）を派遣する。また、福祉部は、避難生活が長期化し、要配慮者を対象とする福祉避難所を開設する場合、開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため、職員（避難所担当職員）を派遣する。

避難所担当職員は、施設の管理者等と協力して避難者受入れの準備を行う。ただし、教育部及び福祉部が開設しない場合であっても、住民の安全確保のため、避難所への収容が必要と認められる場合は、施設管理者等が開設することができる。また、勤務時間外は、状況に応じて避難所担当職員が施設に直行して行う。

なお、建物の倒壊等の危険性がある場合は、市本部に応急危険度判定を要請する。

(2) 避難者の受入れ

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。

また、教育部避難所班は、避難者の概数を把握し、取りまとめの上、本部事務局に報告する。

本部長は、市域の避難所のみでは収容力が不足する場合は、市域外での避難所の確保について、県に対し協力を要請する。

担当職員のほか、施設所管課、物資調達、ボランティア担当等との連携が必要であり、相互に連絡を取り合うものとする。

2 避難所の運営

家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、以下のような避難所の運営を行う。

(1) 避難所自主運営体制の確保

住民組織を中心とした避難所自治組織（避難所運営委員会）を立ち上げ、避難者、避難所担当職員及びボランティアによる運営を行う。なお、女性の視点を取り入れた避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

避難所担当職員は、住民組織のリーダーが中心となって避難所自治組織（避難所運営委員会）を結成するよう、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や災害対策本部との調整等を行う。

■避難所の運営（役割分担）

| | | |
|-----------------------|---|-------------------------------|
| 避難所担当職員 | ◇市災害対策本部との連絡 ◇避難者への広報 ◇避難所運営記録の作成 | ◇施設管理者との調整 ◇運営に関する相談対応 |
| 避難所自治組織 （避難所運営委員会） | ◇運営方針の決定 ◇食料及び物資の配布 ◇避難者への情報伝達 | ◇生活ルールの決定 ◇清掃 ◇要望のとりまとめ |
| ボランティア | ◇生活支援 | |

(2) 避難所事務室の開設

避難所担当職員は、避難所に避難所事務室を開設し、通信手段の確保を図り、運営の拠点とする。

(3) 他都道府県からの避難者の受入れ

大規模災害時において、他都道府県知事から県を通じて避難者の受入れの要請があった場合又は相互応援協定市町村から避難者の受入れの要請があった場合は、避難所を確保するものとする。

(ア) 避難所の開設にあたっては、市内の公共施設の中から、避難者数等を考慮して選定する。

(イ) 避難所として選定された施設の管理者等は、必要時に当該施設が迅速かつ円滑に避難所として開設できるよう、維持管理に努めるものとする。

(ウ) 要配慮者に配慮した避難所の選定及び開設に留意する。また、県と連携して、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入れの調整等、支援の充実に努める。

(エ) 県は、避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都道府県に提供するとともに、避難者に対し被災都道府県に関する情報を提供するものとし、市は、これに協力する。

(4) 避難者名簿、避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所自治組織（避難所運営委員会）の協力を得て、避難者の名簿を作成し、避難者の把握を行う。

また、避難所の運営状況について記録し、毎日、災害対策本部に報告する。なお、病人の発生等、特別な事情のあるときは、必要に応じて報告する。

さらに、避難所からの退去者及び毎日の避難者の出入りを記録する。

(5) 避難所内広報

避難者への広報は、掲示板への掲示又は館内放送によって行う。また、要配慮者に考慮し、避難所自治組織（避難所運営委員会）を通じて広報紙、チラシ等の配布及び口頭による伝達を行うよう配慮する。

(6) 避難所内防犯対策

避難所においては、外来者の受付記録をとり、防犯に注意する。また、必要に応じ、警察官の派遣を要請する。

(7) 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況を把握するため、通信連絡手段の確保に努める。

3 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所の諸スペースを配置する。

■スペース例

| | | |
|------------------------------------|------------|-----------|
| ◇生活スペース | ◇休憩スペース | ◇更衣スペース |
| ◇洗面・洗濯スペース | ◇医療救護所スペース | ◇物資保管スペース |
| ◇配膳・配給スペース | ◇駐車スペース | ◇授乳スペース |
| ◇クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせるための空間）等 | | |

(2) 設備・備品の設置

避難生活に必要な設備及び備品を設置する。特に、季節の特性や要配慮者、男女のニーズの違い及びプライバシーの確保に配慮する。

なお、不足している設備及び備品は、産業振興部が確保する。

■避難所の設備例

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------------|-------|
| ◇暖房器具 | ◇冷房器具 | ◇扇風機 | ◇仮設トイレ（男女別） | ◇公衆電話 |
| ◇給湯設備 | ◇掲示板 | ◇間仕切り | ◇食器、調理器具 | ◇清掃用具 |

4 避難者への支援

(1) 食料及び物資の供給

教育部避難所班は、避難者名簿から食料及び物資の必要数を把握し、産業振興部に供給を要請する。なお、食料については、アレルギー等に配慮する。

避難者への配布は、避難所自治組織（避難所運営委員会）が実施する。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自治組織（避難所運営委員会）、保健師、ボランティア等と協力して避難所の衛生対策を行い、居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

■衛生対策例

| | | |
|----------------|------------------|--------|
| ◇ゴミ箱及び清掃用具の設置 | ◇ゴミ置き場等の清掃及び消毒 | ◇食料の管理 |
| ◇炊事場等の清掃 | ◇手洗い及びうがいの励行 | |
| ◇健康診断及び巡回医療の実施 | ◇トイレ及び洗面所の清掃及び消毒 | |

(3) 入浴対策

市民部市民班は、自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設等の確保により、被災者に対し入浴サービスを提供する。

(4) 相談所の開設

市民部市民班及び各行政センター一部は、避難所担当職員と連携して、避難所に相談所を設置し、被災者対策の各種申込み、関係機関の支援策等の受付窓口とする。

5 要配慮者や女性への避難所対策

避難所担当職員は、要配慮者や性別に配慮し、要配慮者専用スペース、間仕切り、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所等を適切な場所に設置するなど、避難所生活に配慮する。

教育部避難所班は、女性や子どもに対するセクシュアル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。

また、女性の相談員等を配置し、又は巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるよう配慮する。なお、女性相談員の配置や相談窓口の開設及び運営にあたっては、男女共同参画を推進している民間団体等に協力を要請する。

避難生活が長期化し、福祉避難所が開設されたときは、福祉部が行う要配慮者の状況や支援の必要性等に関する調査、福祉避難所への移送等に協力する。

6 避難所生活の長期化への対応

避難所生活が長期化した場合には、避難者の健康面への配慮が必要となる。その場合、県営住宅、市営住宅及び一般住宅への入居に関する住宅支援を積極的に実施する。

7 避難者ととともに避難した動物の取扱い

→ 本章 第22節「環境衛生計画」第5「動物愛護対策」参照

【資料編】41 指定緊急避難場所（避難地・避難所）一覧

42 福祉避難所一覧

【様式編】17 避難所開設状況報告書

18 避難所状況報告書

19 避難状況一覧

20 避難者カード

21 避難所物品受払簿

22 職員避難所勤務状況

23 避難所日誌

第3 市外への広域避難

| | |
|-------|-------|
| 市担当部班 | 本部事務局 |
| 関係機関 | |

→第3章「風水害応急対策計画」第15節「避難計画」第3「市外への広域避難」参照

第4 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 市担当部班 | 市民部、福祉部、教育部、各行政センター部 |
| 関係機関 | 熊谷市医師会、熊谷市歯科医師会、熊谷市社会福祉協議会、熊谷市赤十字奉仕団 |

→第3章「風水害応急対策計画」第15節「避難計画」第4「避難所以外の場所に滞在する被災者への支援」参照

第13節 救急救助・医療救護計画

〔方針・目標〕

- 倒壊家屋からの救出については、生存率を考慮して72時間以内に完了することを目標に活動する。
- 被災者の医療は、市内の病院、透析医療機関及び産科医療機関を中心に、地域の医師が協力して行う体制とする。
- 地震発生直後に、状況に応じて市内の30小学校の中から選定した箇所に医療救護所を設置し、傷病者のトリアージ、応急手当等の初期対応にあたる。その後、各保健センター、母子健康センターにおいて対応する。
- 被災者への健康対策として、保健師を中心に結成したチームをベースに、避難所及び在宅の被災者の健康状況の把握及び対処を行う。特に、精神のケア、高齢者のインフルエンザ、エコノミークラス症候群等の予防に留意する。また、人工透析患者には、透析可能な病院の紹介及び搬送を行う。

第1 救助・救急活動

| | |
|-------|----------------------------------|
| 市担当部班 | 市民部市民班、各行政センター一部、消防部 |
| 関係機関 | 自衛隊、熊谷警察署、熊谷市消防団、熊谷市建設業協会、自主防災組織 |

1 救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

市民部市民班及び各行政センター一部は、災害により要救助者又は行方不明者が発生した場合は、消防部その他関係機関等と相互に連携し、氏名、性別、年齢、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動

消防部は消防団と協力して、行方不明者に関する情報及び家屋の倒壊現場等の状況を基に、生理め等となっている行方不明者を捜索する。また、救助隊の編成、救助資機材等の活用により、生存者を救出する。

また、災害の状況等により、警察署、隣接消防機関等の応援を要請するとともに、埼玉県下消防相互応援協定に基づく出動、自衛隊の災害派遣等について、県知事に要請する。

さらに、車両、特殊機械器具、重機等が必要な場合は、県の協力又は熊谷市建設業協会等の出動を要請する。

(3) 住民、自主防災組織、事業所等の救助活動

住民、自主防災組織、事業所等は、救助隊に対し情報提供するとともに、二次災害の発生に十分注意しながら、連携して地域又は事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、建物や崩壊土砂等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

2 救急活動

消防部は、救助現場から医療救護所又は医療機関等まで、救急車等により傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、警察その他の機関、住民等に搬送を要請する。なお、市内の病院で収容できない規模の多数の傷病者が発生していることが明らかな場合は、市外後方医療機

関指定病院へ救急車により搬送する。

また、道路の被害等により救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

第2 医療救護等

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 市担当部班 | 市民部医療班 |
| 関係機関 | 熊谷保健所、熊谷市医師会、熊谷市歯科医師会、熊谷薬剤師会、埼玉県看護協会 |

1 応急医療救護活動

(1) 医療救護所の設置

市民部医療班は、傷病者が発生した場合は、避難所を開設した小学校に医療救護所を設置して、地域の医師による初期対応を行う。その後、各保健センター及び母子健康センターにおいて対応する。

■医療救護所設置予定場所

| | | |
|---------------|------------------|----------------------|
| 初期対応 (小学校) | 中央地区 | 熊谷東、熊谷西、石原、熊谷南、桜木 |
| | 東部地区 | 成田、佐谷田、久下、星宮 |
| | 西部地区 | 大麻生、玉井、別府、三尻、籠原、新堀 |
| | 北部地区 | 大幡、中条、奈良 |
| | 吉岡地区 | 吉岡 |
| | 大里地区 | 市田、吉見 |
| | 妻沼地区 | 長井、秦、妻沼、妻沼南、男沼、小島、太田 |
| | 江南地区 | 江南南、江南北 |
| 長期化対応 | 各保健センター、母子健康センター | |

(2) 医療救護班の編成

市民部医療班は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に医療救護班の編成及び医療救護所への派遣を要請する。災害の規模及び状況によっては、歯科医師会等の応援を要請する。また、広域的な応援が必要な場合は、県に対し支援要請を行う。

(3) 医療救護所における活動

医療救護所では次の活動を行う。

■医療救護所での活動

- ◇負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
- ◇後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ◇負傷者の応急処置
- ◇助産
- ◇死亡の確認
- ◇遺体の検案

2 後方医療体制の確保

重症者は、市内の病院に収容する。また、市内の病院で対応が困難な場合は、県に対し災害拠点病院等の後方医療体制の確保についての協力を要請し、災害拠点病院に搬送する。

交通の状況により、救急車等による災害拠点病院等への搬送が困難な場合は、ドクターヘリ若しくは県防災ヘリの出動又は県を通じ自衛隊等による搬送を要請する。

3 医薬品・医療資器材等の確保

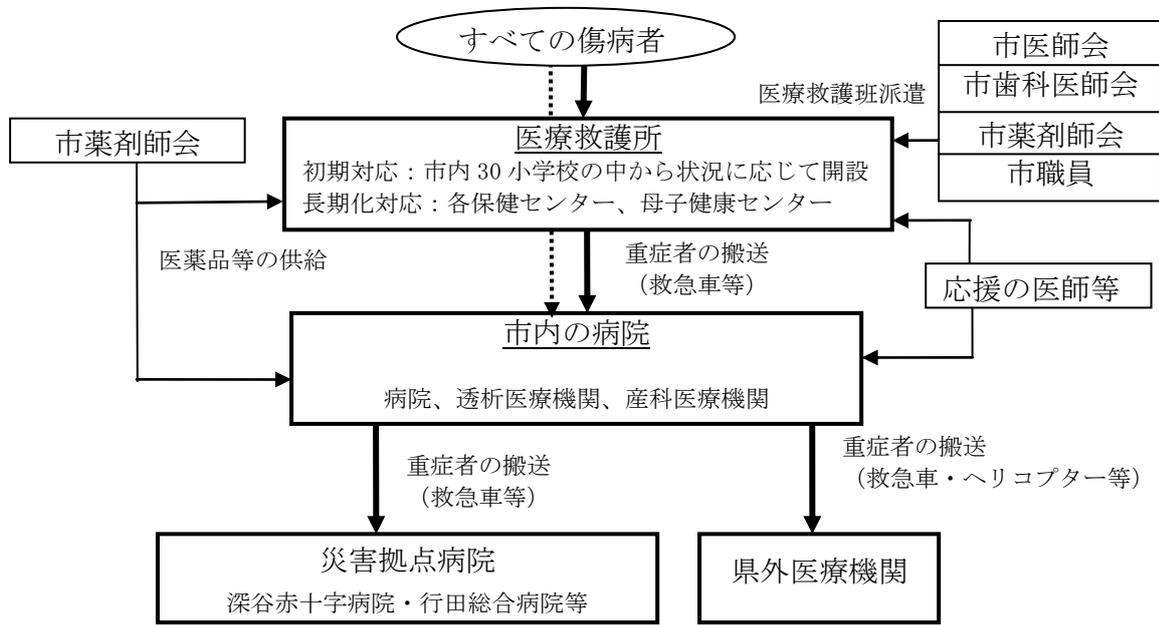
(1) 医薬品、医療資器材等

市民部医療班は、薬剤師会及び薬品業者から医薬品及び医療資器材を確保する。なお、不足する場合は、医師会が保有する医薬品及び医療用資器材を使用する。

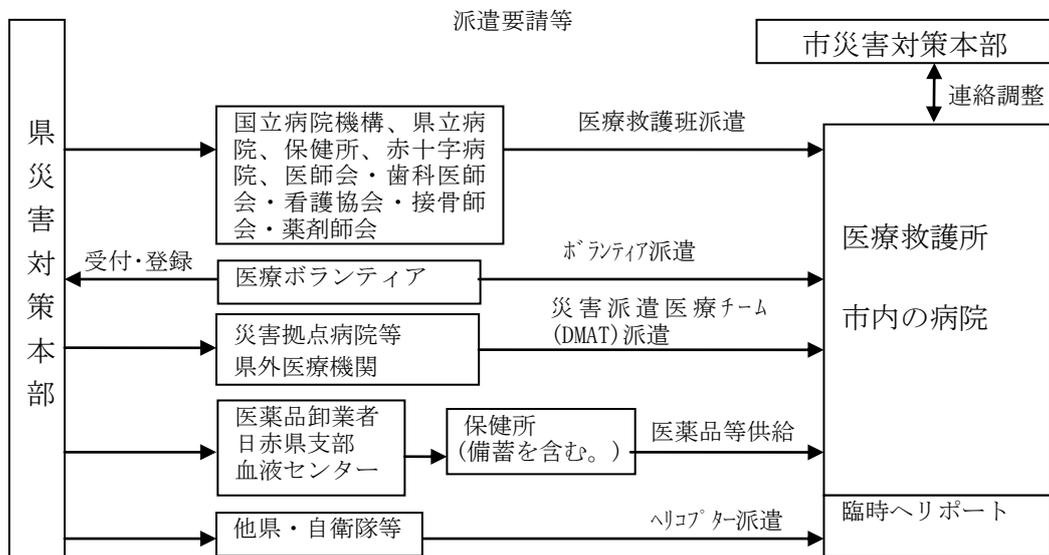
また、入手が困難なときは、県を通じて、医薬品業者、他医療機関等に要請する。

(2) 血液製剤等

市民部医療班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて、住民に対し献血の呼び掛けを行う。



■多数傷病者発生時における災害時救急医療全体システムフロー図



■県と市との連携図

4 被災者等の健康管理

(1) 避難所における医療活動体制

市民部医療班は、避難所生活が長期化する場合は、避難所内に医療救護所を設置し、医師会及び歯科医師会に対して巡回医療班の編成を要請し、健康診断や、精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。

(2) 心のケア

市民部医療班は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関との協力によりカウンセリングや精神的ケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。

なお、県は、発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケアの対応を実施するため、精神保健活動班を組織し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を行うこととなっている。

■精神保健活動班の活動内容

- ◇発症又は症状が悪化した精神障害者の診療
- ◇精神科医療機関へのあっせん
- ◇精神科医療機関への搬送手段の確保
- ◇市町村、精神科医療機関及び社会復帰施設との連絡調整
- ◇被災者の精神保健福祉相談

(3) 医療情報の提供

市民部医療班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等により住民に提供する。

(4) エコノミークラス症候群等の予防

市民部医療班は、エコノミークラス症候群等に関する知識や予防措置を広報するとともに、医療救護班及び巡回医療班の協力を得て、その発症を未然に防止する。

(5) 栄養指導

市民部医療班は、県と協力して、以下のとおり巡回栄養相談等を実施する。

■栄養指導の活動内容

- ◇炊き出し及び給食施設の管理指導
- ◇患者給食に対する指導
- ◇避難所生活が長期化した場合における、避難所や仮設住宅等における被災者の栄養状況の把握、栄養健康教育及び栄養状態改善指導
- ◇その他栄養補給に関すること

【資料編】28 市内医療機関一覧

第14節 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋火葬計画

〔方針・目標〕

- 大規模な地震の発生時には、災害対策本部設置と同時に、市の公共施設に遺体安置所を設置し、警察による検視、医師による検案及び遺体の安置を総合的に行う。
- 遺体の火葬が早急にできるよう、斎場等、広域的な応援を確保する。

| | |
|-------|----------------------------------|
| 市担当部班 | 市民部市民班、各行政センター部、消防部 |
| 関係機関 | 自衛隊、熊谷警察署、熊谷市消防団、熊谷市医師会、熊谷市歯科医師会 |

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想される。一方、これらの捜索、処理、埋火葬等の対策を行うための要員、施設及び設備等が、自身の被災によりその能力を十分に発揮できない事態が予想される。したがって、対策の実施にあたっては、市単独での実施で対応が可能かどうかの判断を最優先で行い、広域的な応援協力体制の確保を先行的に行うよう努める。

→第3章「風水害応急対策計画」第17節「行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋火葬計画」参照

第15節 要配慮者の安全確保対策

〔方針・目標〕

- 地震発生直後から、避難支援等関係者、民生・児童委員、自治会等の協力を得て、避難行動要支援者名簿や個別計画を活用して避難行動要支援者の安否を確認し、避難支援等の必要な対策を行う。
- 避難生活時は、社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体との連携により、必要な介護、メンタルケア等を実施する。また、老人福祉センター等の公共施設に福祉避難所を設置し、要配慮者を収容する。
- 外国人について、関係団体や語学ボランティアの協力による支援を行う。

第1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

| | |
|-------|--|
| 市担当部班 | 福祉部、各行政センター部 |
| 関係機関 | 北部福祉事務所、熊谷児童相談所、埼玉県社会福祉協議会、熊谷市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者、民生・児童委員、自主防災組織 |

1 施設管理者の活動

施設管理者は、震災発生直後においては、以下のとおり活動する。

■施設管理者の活動

| 活動項目 | 活動内容（概要） |
|---------------|--|
| 施設職員の確保 | ◇緊急連絡網を活用し、職員の動員及び参集の指示を迅速に行い、緊急体制を確保する。 |
| 避難誘導及び受入先への移送 | ◇避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。 |
| 物資の供給 | ◇食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び市に協力を要請する。 |

2 県及び市の活動

県及び市は、警察、ライフライン事業者、国等防災関係機関、ボランティア団体、福祉関連事業者等と連携し、以下のとおり活動する。

■県及び市の活動

| 活動項目 | 活動内容（概要） |
|---------------|---|
| 各種情報の提供 | ◇延焼火災の拡大、危険物取扱事業所等の危険物の漏えい、安全な避難のための各種情報等について、社会福祉施設等に対し、適時提供する。 ◇避難勧告、避難指示及び自主避難の呼び掛け等について、社会福祉施設等に対し迅速に連絡する。 |
| 避難誘導及び受入先への移送 | ◇施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に対し協力を要請する。 |
| 巡回サービス | ◇自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。 |
| ライフライン優先復旧 | ◇社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対し、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。 |

第2 在宅の避難行動要支援者等の避難支援

| | |
|-------|--|
| 市担当部班 | 福祉部、各行政センター部、市民部市民班 |
| 関係機関 | 北部福祉事務所、熊谷児童相談所、埼玉県社会福祉協議会、熊谷市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者、民生・児童委員、自主防災組織 |

1 避難のための情報伝達

福祉部は、避難準備情報が発令された場合、在宅の避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、避難支援等関係者、民生・児童委員や福祉関係団体等と協力して情報を伝達する。

2 避難行動要支援者の避難支援

福祉部は、避難行動要支援者名簿や個別計画を活用し、避難行動要支援者が避難支援等関係者、自治会、自主防災組織等の地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

(1) 避難行動要支援者名簿の提供に同意した者の避難支援

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

(2) 避難行動要支援者名簿に不同意であった者の避難支援

避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

福祉部は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄、返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 避難場所等の責任者への名簿の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

3 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

(1) 安否確認の実施

福祉部は、職員による調査チームを編成し、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用し、民生・児童委員や自主防災組織、避難支援等関係者等の協力を得ながら行う。

(2) 救助活動の実施及び受入先への移送

福祉部は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- 自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者等の救助を行う。
- 救助困難な状況にある場合、福祉部は、福祉関係団体等に協力を要請するとともに、公用車等による移送を行う。
- 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

4 妊産婦等への避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児については、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

福祉部は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど、安全の確保を図る。

第3 避難生活における要配慮者支援

| | |
|-------|--|
| 市担当部班 | 福祉部、各行政センター部、市民部 |
| 関係機関 | 北部福祉事務所、熊谷児童相談所、埼玉県社会福祉協議会、熊谷市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者、民生・児童委員、自主防災組織 |

1 避難所における援護対策

福祉部は、要配慮者の状況を把握し、次のような対策を行う。

■避難所における要配慮者への支援

| | |
|-------------------|---|
| ケアサービスリストの作成 | ◇必要となる介護、介助要員、用具の種別及び規模 ◇その他介護に必要な状況 |
| 必要な設備及び物資の確保並びに設置 | ◇踏み板等、段差の解消 ◇簡易ベッド ◇パーティション（間仕切り） ◇車いす、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等介護物資 |
| 要配慮者専用スペースの確保 | ◇可能な限り少人数部屋 ◇専用トイレ |
| 生活支援 | ◇適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ◇ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣 |
| 広報支援 | ◇手話通訳の派遣 ◇ボランティアによる個別情報伝達 |

2 避難所外を含めた要配慮者全般への支援

(1) 情報提供

福祉部は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を提供する。

(2) 相談窓口の開設

市民部市民班は、各庁舎内に相談窓口を設置する。福祉部は、各窓口には、福祉担当職員、福祉関係者、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 巡回サービスの実施

福祉部及び市民部医療班は、福祉担当職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 物資の提供

福祉部は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう、配布の手段及び方法を確立する。

(5) 社会福祉施設等への一時入所

福祉部は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、社会福祉施設等への一時受入れを要請する。

3 福祉避難所の設置

福祉部は、避難地域の状況に応じ、市の公共施設等に福祉避難所を設置して、避難所における避難生活が困難な要配慮者を収容する。

避難所生活が長期化した場合は、要配慮者の健康状態に配慮し、社会福祉施設等との連携の下、施設への収容を行う。

■福祉避難所設置予定箇所

| | |
|-------------------------|---------------------|
| ◇熊谷市社会福祉協議会老人デイサービスセンター | |
| ◇市立老人福祉センターひかわ荘 | ◇市立老人福祉センター別府荘 |
| ◇県立熊谷特別支援学校 | ◇障害者支援施設新光苑 |
| ◇熊谷市中条農村センター | ◇市立箱田高齢者・児童ふれあいセンター |
| ◇市立障害福祉会館 | ◇市立老人福祉センター上之荘 |
| ◇市立老人憩いの家吉岡荘 | ◇市立健康スポーツセンター |
| ◇市立老人福祉センター江南荘 | ◇ダイアナデイサービスセンター |
| ◇軽費老人ホーム武蔵野ユートピアダイアナクラブ | |

4 応急仮設住宅提供に係る配慮

(1) 応急仮設住宅提供に係る配慮

福祉部及び建設部建築班は、応急仮設住宅提供にあたり、次の要配慮者への配慮を行う。

→ 本章 第17節「応急住宅対策」第2「応急住宅の供給」参照

■応急仮設住宅提供に係る配慮

| |
|----------------------------|
| ◇入居者の選定にあたり、要配慮者を優先的に入居させる |
| ◇建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮する |

(2) 福祉仮設住宅入居者への支援

福祉部は、社会福祉団体等と協力し、協定を締結している社会福祉施設等に対し一時的な入居を要請するとともに、福祉仮設住宅に入居している要配慮者を支援する。

【資料編】42 福祉避難所一覧

| 第4 外国人への支援 | |
|------------|------------|
| 市担当部班 | 総合政策部広報広聴班 |
| 関係機関 | 熊谷市国際交流協会 |

1 安否確認の実施

総合政策部広報広聴班は、職員、語学ボランティア等による調査班を編成し、住民基本台帳等に基づき外国人の安否確認を実施する。この調査結果については、本部事務局を通じて、県に報告する。

2 避難誘導の実施

総合政策部広報広聴班は、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による要避難広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供

総合政策部広報広聴班は、市ホームページ、テレビ、ラジオ等を活用して外国語による情報提供を行う。

また、国際交流協会、語学ボランティア等の協力を得て、チラシ、市報臨時版等の発行による生活支援情報の提供を随時行う。

4 相談窓口の開設

総合政策部広報広聴班は、市民部市民班及び各行政センター部と連携し、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。なお、各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第16節 飲料水、食料、生活必需品等供給計画

〔方針・目標〕

- 地震発生から3日間は、避難者の家庭内備蓄により賄うことを原則とする。ただし、家屋の倒壊により食料等を持ち出せなかった被災者には、市の備蓄品を供給する。
- 発災から3日目までには、協定等に基づき調達した食料及び物資の供給、自衛隊等による炊き出しを実施する。
- 多数の被災者が発生した場合は、全国に支援を要請し、救援物資を受け入れる。なお、受け入れる救援物資は企業及び団体からのもののみとし、個人からの物資は受け入れないことを原則とする。

第1 給水計画

| | |
|-------|------|
| 市担当部班 | 水道部 |
| 関係機関 | 県企業局 |

→第3章「風水害応急対策計画」第19節「飲料水、食料、生活必需品等供給計画」第1「給水計画」参照

第2 食料供給計画

| | |
|-------|--|
| 市担当部班 | 産業振興部、各行政センター部、福祉部、教育部 |
| 関係機関 | くまがや農業協同組合、熊谷商工会議所、くまがや市商工会、(社)埼玉県トラック協会熊谷支部 |

→第3章「風水害応急対策計画」第19節「飲料水、食料、生活必需品等供給計画」第2「食料供給計画」参照

第3 衣料、生活必需品等供給計画

| | |
|-------|----------------|
| 市担当部班 | 産業振興部、各行政センター部 |
| 関係機関 | 熊谷商工会議所 |

→第3章「風水害応急対策計画」第19節「飲料水、食料、生活必需品等供給計画」第3「衣料、生活必需品等供給計画」参照

第17節 応急住宅対策

〔方針・目標〕

- 家屋の被災調査は、応急危険度判定の終了後から開始し、1週間以内を目途に1次調査を完了し、続いて2次調査を実施し、20日以内を目標に、り災証明書の発行が可能となる体制とする。
- 応急仮設住宅は、発災後1週間以内に必要戸数及び建設予定地を選定し、20日を目標として入居が可能となるよう、県と連携をとり、対策を進める。

第1 住家の被災調査・り災証明書の発行

| | |
|-------|--------------------------|
| 市担当部班 | 総合政策部情報班、総務部調査班、各行政センター部 |
| 関係機関 | |

総合政策部情報班は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を作成する。

また、総務部調査班及び各行政センター部は、被災者からのり災証明書発行申請に対し、被災家屋の調査結果を基に作成したり災家屋台帳に基づき、証明書を発行する。

→第3章「風水害応急対策計画」第20節「応急住宅対策」第1「住家の被災調査・り災証明書の発行」参照

第2 応急住宅の供給

| | |
|-------|---------|
| 市担当部班 | 建設部建築班 |
| 関係機関 | 県土整備事務所 |

建設部建築班は、被災状況を把握するとともに、住宅を失った被災者に対し、県等関連機関と連携して市営住宅等の空室及び応急仮設住宅を「応急住宅」として供給する。

→第3章「風水害応急対策計画」第20節「応急住宅対策」第2「応急住宅の供給」参照

第3 被災住宅の応急修理

| | |
|-------|----------|
| 市担当部班 | 都市整備部住宅班 |
| 関係機関 | 県土整備事務所 |

救助法が適用された場合は、市が被災住宅の応急修理を実施する。都市整備部住宅班は、相談窓口において、住宅の応急修理の申込みの受付を行う。

→第3章「風水害応急対策計画」第20節「応急住宅対策」第3「被災住宅の応急修理計画」参照

第18節 文教対策・応急保育計画

[方針・目標]

- 学校、幼稚園及び保育所では、児童等を安全な場所に避難させるとともに、被害状況を報告する。
- 災害発生後、2週間程度で授業が再開できるよう、避難スペースと教育スペースの調整を行う。
- 被害の後片づけ等の復旧活動のため、一時的な保育を実施するなど、弾力的な運用を検討する。

第1 文教対策計画

| | |
|-------|---------|
| 市担当部班 | 教育部 |
| 関係機関 | 北部教育事務所 |

災害時において、教育部は、園児、児童及び生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保に万全を期するため、あらかじめ作成した各学校の防災計画に基づき、応急教育や被災した園児、児童及び生徒に対する適切な措置を講じる。

1 学校・幼稚園における発災時の対応

(1) 園児、児童及び生徒の避難

学校長等は、地震が発生した場合、児童、生徒等の無事を確認する。校舎の被害、火災等が発生した場合は、安全な避難場所に避難させる。児童、生徒等は、保護者の引取りがあるまで、一時的に保護する。

また、学校長は、学校施設に危険があり、園児、児童及び生徒に危険が及ぶと判断した場合は、安全な場所への緊急避難を行う。

(2) 医療救護

学校長は、園児、児童及び生徒が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなど、必要な措置を速やかに講じる。

(3) 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、学校等で、園児、児童及び生徒の安否を確認し、教育部は、それを把握する。

(4) 避難所開設への協力

学校等では、避難所開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者の受入れの準備を行う。また、避難所運営にあたっては、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき対応するものとし、避難所自治組織（避難所運営委員会）とともに、教育スペースと避難スペースとの調整を行う。さらに、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防に万全を期する。

(5) 被害状況の報告等

学校長は、被害の規模、園児、児童及び生徒、職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育部に報告する。

また、状況に応じ、教育部と連絡の上、臨時休校等の適切な措置を講じる。

2 施設の被害調査

→本章 第8節「公共施設、帰宅困難者の支援対策」第1「公共建築物」参照

3 応急教育

→第3章「風水害応急対策計画」第21節「文教対策・応急保育計画」第1「文教対策計画」3「応急教育」参照

4 文化財の応急措置

→第3章「風水害応急対策計画」第21節「文教対策・応急保育計画」第1「文教対策計画」4「文化財の応急措置」参照

第2 応急保育計画

| | |
|-------|---------|
| 市担当部班 | 福祉部 |
| 関係機関 | 熊谷児童相談所 |

→第3章「風水害応急対策計画」第21節「文教対策・応急保育計画」第2「応急保育計画」参照

第19節 障害物除去計画

〔方針・目標〕

- 河川及び道路上の障害物の除去は、各管理者が実施する。
- 市の道路上の障害物については、地震後から除去に着手し、緊急交通路については、目標として24時間以内に通行が可能となるよう、除去を行う。

第1 道路等の障害物の除去

| | |
|-------|--|
| 市担当部班 | 建設部建設班 |
| 関係機関 | 大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所 |

→第3章「風水害応急対策計画」第22節「障害物除去計画」第1「道路等の障害物の除去」参照

第2 住宅関係障害物の除去

| | |
|-------|----------|
| 市担当部班 | 都市整備部住宅班 |
| 関係機関 | 熊谷市建設業協会 |

→第3章「風水害応急対策計画」第22節「障害物除去計画」第2「住宅関係障害物の除去」参照

第3 集積場所、人員、機械器具等の確保

| | |
|-------|-------------------------------|
| 市担当部班 | 環境部、妻沼行政センター部 |
| 関係機関 | 北部環境管理事務所、県営環境整備センター、熊谷市建設業協会 |

→第3章「風水害応急対策計画」第22節「障害物除去計画」第3「集積場所、人員、機械器具等の確保」参照

第20節 輸送計画

〔方針・目標〕

- 地震発生当日に、市内の輸送業者等に対して車両の確保を要請し、迅速な運送体制を確立する。
- 地震発生後、3時間以内にヘリポートの状況を確認し、重症者の搬送等のため、6時間以内にヘリポートの運用が可能となるよう、体制を確保する。

第1 車両・燃料等の調達、配車計画

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 市担当部班 | 総務部庶務職員班、所管各部 |
| 関係機関 | (社)埼玉県トラック協会、熊谷トラック事業協同組合、(社)埼玉県バス協会 |

→第3章「風水害応急対策計画」第23節「輸送計画」第1「車両・燃料等の調達、配車計画」参照

第2 緊急輸送計画

| | |
|-------|--|
| 市担当部班 | 総務部庶務職員班、建設部建設班、都市整備部公園班 |
| 関係機関 | 鉄道事業者、(社)埼玉県トラック協会、熊谷トラック事業協同組合、(社)埼玉県バス協会 |

1 緊急輸送の範囲

市が実施する緊急輸送の主な対象は、次のとおりである。

■各段階における輸送の対象

| 第1段階 (被災直後) | 第2段階 (おおむね被災から一週間後まで) | 第3段階 (おおむね被災から一週間後以降) |
|---|--------------------------|-----------------------------|
| ① 救助又は医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス及び水道施設保安要員等、初動の災害対策に必要な人員、物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 | | |
| ① 食料、水等、生命の維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への搬送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資等 | | ① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品 |

2 緊急輸送情報の把握及び提供

建設部建設班は、県をはじめ関係機関から緊急交通路に関する応急復旧の状況、交通規制の状況、交通渋滞の状況等の情報を収集及びとりまとめの上、各部及び緊急輸送実施者に対し、定期的、かつ、必要な場合については、随時、情報を提供する。

3 車両以外の手段による緊急輸送

(1) 鉄道による輸送

総務部庶務職員班は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道(株)及び秩父鉄道(株)に対し、鉄道による輸送を要請する。

(2) ヘリコプターによる輸送

本部事務局は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。その場合、都市整備部公園班は、自衛隊等と連携して、臨時ヘリポートを開設する。

【資料編】6 臨時ヘリポート一覧

43 緊急輸送路網図

47 消防応援協定

第21節 要員確保計画

〔方針・目標〕

- 発災後直ちに、社会福祉協議会と協力して災害ボランティアセンターをコミュニティセンター等に設置し、受付、登録、活動の割り振り等ができる体制を確保する。また、同センターから離れた被災地には、現地出張所を設置する。
- 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会やボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等、被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、市では、拠点施設、資機材等の提供等、必要な支援や、市の対策とボランティア活動との調整を行う。

第1 労務供給計画

| | |
|-------|-----------|
| 市担当部班 | 所管各部 |
| 関係機関 | 熊谷公共職業安定所 |

→第3章「風水害応急対策計画」第24節「要員確保計画」第1「労務供給計画」参照

第2 一般ボランティア受入体制の確保

| | |
|-------|------------------|
| 市担当部班 | 市民部市民班、福祉部 |
| 関係機関 | 熊谷市社会福祉協議会、日赤奉仕団 |

→第3章「風水害応急対策計画」第24節「要員確保計画」第2「一般ボランティア受入体制の確保」参照

第3 専門ボランティア・専門家・専門機関等への協力要請

| | |
|-------|------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、所管各部 |
| 関係機関 | 各機関 |

→第3章「風水害応急対策計画」第24節「要員確保計画」第3「専門ボランティア・専門家・専門機関等への協力要請」参照

第22節 環境衛生計画

[方針・目標]

- 地震発生後、24時間以内に、上下水道の使用が不可能となった地域の避難所、公園等に仮設トイレを設置する。断水により自宅トイレが使用できない場合は、ポータブルトイレの活用を図る。
- 大量に発生する廃棄物については、公園等を一次集積所として分別処理を行い、二次集積場所で処理を行う。
- 災害後の食中毒及び感染症の発生を防止するため、被災地や避難所において防疫及び保健活動を実施する。特に、要配慮者の健康管理に留意する。
- ペットは、飼育者である避難者が責任をもって管理することを原則とする。避難所の居室等、多数の被災者が生活する場所への持込みは禁止する。

第1 廃棄物処理計画

| | |
|-------|------------------------------|
| 市担当部班 | 環境部 |
| 関係機関 | 県資源環境推進課、県産業廃棄物指導課、県環境整備センター |

→第3章「風水害応急対策計画」第25節「環境衛生計画」第1「廃棄物処理計画」参照

第2 防疫活動

| | |
|-------|---------------------|
| 市担当部班 | 市民部医療班、環境部 |
| 関係機関 | 熊谷保健所、熊谷市医師会、熊谷薬剤師会 |

→第3章「風水害応急対策計画」第25節「環境衛生計画」第2「防疫活動」参照

第3 食品衛生対策

| | |
|-------|------------|
| 市担当部班 | 市民部医療班、水道部 |
| 関係機関 | 熊谷保健所 |

→第3章「風水害応急対策計画」第25節「環境衛生計画」第3「食品衛生対策」参照

第4 環境対策

| | |
|-------|-----------|
| 市担当部班 | 環境部 |
| 関係機関 | 北部環境管理事務所 |

→第3章「風水害応急対策計画」第25節「環境衛生計画」第4「環境対策」参照

第5 動物愛護対策

| | |
|-------|---------------------|
| 市担当部班 | 環境部、産業振興部、各行政センター一部 |
| 関係機関 | 熊谷保健所、熊谷家畜保健衛生所 |

→第3章「風水害応急対策計画」第25節「環境衛生計画」第5「動物愛護対策」参照

第23節 事前措置及び応急措置等

第1 市長の事前措置及び応急措置

| | |
|-------|------------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、消防部 |
| 関係機関 | 北部地域振興センター、熊谷警察署 |

→第3章「風水害応急対策計画」第26節「事前措置及び応急措置等」第1「市長の事前措置及び応急措置」参照

第2 救助法の適用要請

| | |
|-------|-------|
| 市担当部班 | 本部事務局 |
| 関係機関 | |

→第3章「風水害応急対策計画」第26節「事前措置及び応急措置等」第2「救助法の適用要請」参照

第24節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

〔方針・目標〕

- 熊谷市は、東海地震の強化地域には指定されておらず、この地震による揺れへの影響はないが、警戒宣言発令に伴う社会の混乱に対応するため、東海地震関連情報に対応して、1号配備から3号配備までの態勢をとる。

| | |
|-------|-------|
| 市担当部班 | 本部事務局 |
| 関係機関 | 各機関 |

1 警戒宣言までの流れ

東海地震警戒宣言までの流れ及び「東海地震に関連する情報」の内容は、以下のとおりである。

【参考1 東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ】



出典) 気象庁ホームページ

※ 埼玉県は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれておらず、東海地震に係る警戒宣言等の情報伝達について、国の機関からの特に定められた経路はない。しかし、テレビ、ラジオ等の報道機関や、インターネットを通じた气象台からの情報は、一般に広く周知される。また、近年の研究によれば、東海地震と東南海・南海地震との同時発生も懸念されている。

第1の要因によっては、地震防災対策強化地域内からの来訪者への情報提供に加え、未知数とも想定される社会的影響の大きさへの配慮、また、第2の要因によっては、本市及び周辺市町においても、震度5弱ないし5強程度の揺れが想定されることへの配慮が求められる。

【参考2 東海地震に関連する情報について】

| 情報名 | 発表基準等 | 地震防災対策強化地域における防災対応 | |
|------------------------------|---|--|---|
| 東海地震予知情報 (カラーレベル「赤」) | <ul style="list-style-type: none"> ◇東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表 ◇東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震災害警戒本部設置 ・警戒宣言伝達 ・地震防災応急対策実施 ・避難対象地区ではあらかじめ指定される避難地に避難 ・公共交通機関運行中止 ・避難路、緊急輸送路では走行を禁止又は制限 | |
| 東海地震注意情報 (カラーレベル「黄」) | <ul style="list-style-type: none"> ◇観測された現象が東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表 ◇東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震災害警戒本部準備室設置 ・防災準備行動実施 ・広域応援の準備 ・生徒、従業員等の帰宅 ・市民への広報 | |
| 東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル「青」) | 臨時 | <ul style="list-style-type: none"> ◇観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合に発表 ◇本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集連絡体制 |
| | 定例 | <ul style="list-style-type: none"> ◇毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合 | |

2 活動体制及び職員の動員

東海地震に関連する情報が発表された場合の活動体制及び職員の動員区分は、以下のとおりとする。

→本章 第1節「活動体制計画」、第2節「動員配備計画」参照

| 情報区分 | 活動体制 | 動員区分 |
|-------------------|----------|------|
| 東海地震に関連する調査情報（臨時） | 準備体制 | 1号配備 |
| 東海地震注意情報 | 災害警戒本部体制 | 2号配備 |
| 東海地震予知情報 | 災害対策本部体制 | 3号配備 |

3 市民等に対する広報の実施その他応急対策の実施

(1) 市民等に対する広報の実施

市は、東海地震に関連する情報が発表された場合は、その都度、住民に対し、その旨の情報
の伝達及び広報を行う。

→本章 第5節「災害情報通信計画」、第6節「災害広報広聴活動」参照

(2) 警戒宣言に伴う措置

市は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置をとる。なお、県はじめ、その他防災関係
機関は、大規模な地震が発生した場合に備え、防災業務計画等に、あらかじめ対応措置を定
めることとしている。

ア 災害対策本部の設置

イ 次の事項にかかる準備及び点検

- ◇出張事務等の制限
- ◇庁内における火気使用の制限、危険物品等の整理及び庁用車の使用制限
- ◇食料及び飲料水の確保及び点検
- ◇急傾斜地崩壊等危険地域、道路施設等の巡回点検
- ◇地震に伴う被害が発生した場合に備えた、より高次の職員の参集及び各種応急対策
実施に対する体制の整備
- ◇各関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力及びガスの供
給、生活必需品の供給、教育機関の対応等）
- ◇地震発生に備えた広報の実施
- ◇住民等のとるべき措置、各関係機関からの情報等についての広報